

大牟田市景観計画

平成25年3月 大牟田市
(変更) 令和4年8月



はじめに



本市は、干満差日本一の有明海をはじめ、干拓により穏やかに広がる田園風景、県立自然公園に指定されている甘木山、三池港の工場群、社寺や古墳など、多様な景観資源を有しています。また、明治以降、炭鉱のまちとして発展してきたことから、市内には炭鉱関連施設が数多く残っており、これらも本市の歴史を語るうえでかかせない貴重な景観資源です。

これらの景観資源は、先人から受け継いできた大切な宝であり、これらを守り、創り、育て、未来の人々へ渡していかなければなりません。

また、良好な景観形成は、行政主体で規制・誘導を図るだけでは実現できません。市民・事業者・行政が、それぞれの役割を担い、協働で進めていく必要があります。

そのため、本市では、市民・事業者・行政が協働し、本市の特性に応じた良好な景観形成を総合的かつ計画的に推進することを目的に、「大牟田市景観計画」を策定いたしました。

今後は、この景観計画の策定を契機に、市民・事業者・行政の協働により、本市の多様な景観資源を活かしつつ良好な景観を形成し、将来へ引き継いでいくことで、郷土への愛着を育んでいくことを目指して参りたいと考えております。

最後に、本計画策定にあたり、熱心にご審議いただきました「大牟田市都市計画審議会」の委員の皆様や、景観まちづくりに関するアンケート調査、パブリックコメント等を通じて、貴重なご意見をいただきました市民の皆様、関係各位に対しまして、心より御礼申し上げます。

平成 25 年 3 月

大牟田市長 古賀道雄

目 次

序 章 大牟田市景観計画について	1
1 策定の背景	1
2 計画の目的と役割	2
3 景観計画の構成	4
第1章 大牟田市の景観特性と課題	5
1 大牟田市の景観の成り立ち	5
2 景観特性	8
3 景観形成の課題	22
第2章 景観形成の目標と基本方針	25
1 景観形成の理念と目標	25
2 景観形成の基本方針	27
3 景観計画の区域	30
第3章 景観計画区域の景観形成	31
1 景観計画区域の区分	31
2 景観計画区域の景観形成の方針と行為の制限に関する事項	32
第4章 景観形成重点地区の景観形成	47
1 景観形成重点地区の指定の方針	47
2 景観形成重点地区の景観形成の方針と行為の制限に関する事項	49
第5章 景観資源等の活用に関する事項	65
1 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針	65
2 景観重要公共施設の整備に関する事項	67
3 屋外広告物の表示等に関する方針	71
第6章 景観形成の推進について	73
1 市民・事業者・行政の役割	73
2 推進施策	74
3 推進体制	77

■参考資料	79
1 届出対象行為の用語説明	80
2 色彩の表し方について	82
3 用語解説	84
4 計画策定の経緯等	88

序章 大牟田市景観計画について

1 策定の背景

大牟田市は、福岡県の南端に位置し、東部の大間山^{だいまやま}、三池山^{みいけざん}等の丘陵性山地から西部の有明海に向かって開けた地形のまちです。東部の丘陵地から有明海に注ぐ河川沿いの水田や、臨海部の広大な干潟、干拓による農地等は、本市固有の自然景観、農業景観です。

本市は、明治以降、官営三池炭鉱の誕生や石炭を原料とする化学コンビナートなどにより、炭鉱のまちとして発展してきました。そのため、市内には炭鉱関連施設が数多く残っており、これらの施設が織りなす炭鉱景観や工場景観も本市固有の財産です。

近年では、炭鉱関連施設の近代化産業遺産等を活用することにより新たなまちづくりを推進しており、平成 23 年 3 月の九州新幹線の開通による新大牟田駅の周辺整備など新しいまちづくりも進みつつあります。

さらに、本市は平成 21 年 1 月にユネスコ世界遺産暫定リストに記載された「九州・山口の近代化産業遺産群」の世界文化遺産登録に向け、世界遺産登録推進協議会の一員として三池炭鉱関連施設の保存活用にも取り組んでいます。

これらを踏まえ、今後は、今ある様々な景観資源を活かすことや、周囲の自然や歴史的な建造物と新しい建築物等が調和した景観を守り育てる仕組みの構築に取り組んでいく必要があります。

そこで、平成 16 年 6 月に公布された景観法に基づいて、本市の特性に応じた良好な景観形成を総合的かつ計画的に推進するため、平成 23 年 10 月に景観行政団体となり、景観計画を策定することとしました。

景観計画の策定を契機に、市民・事業者・行政の協働により、本市の多様な景観資源を活かしつつ良好な景観を形成し、将来へ引き継いでいくことで、大牟田への誇りと愛着を育てていくことを目指します。

◆『景観』とは

人々の暮らしや人と自然の営みからつくり出されたまちの姿です。海・山・川などの自然や建物・道路など、目に見えるものだけでなく、地域固有の歴史・文化、音や香りなど、五感で感じるものすべてを含んでいます。

2 計画の目的と役割

(1) 計画の目的

良好な景観は、長い時間をかけて培ってきた人と自然の営みの積み重ねによって形成されます。そのため、良好な景観形成には、本市の自然、歴史、暮らしから形づくられた様々な景観資源を知り、学び、守り育てていく意思が不可欠です。

また、良好な景観形成を進めていくことは、快適な生活環境をつくり、地域の個性を際立たせ、産業・観光の振興や地域の活性化にもつながっていきます。

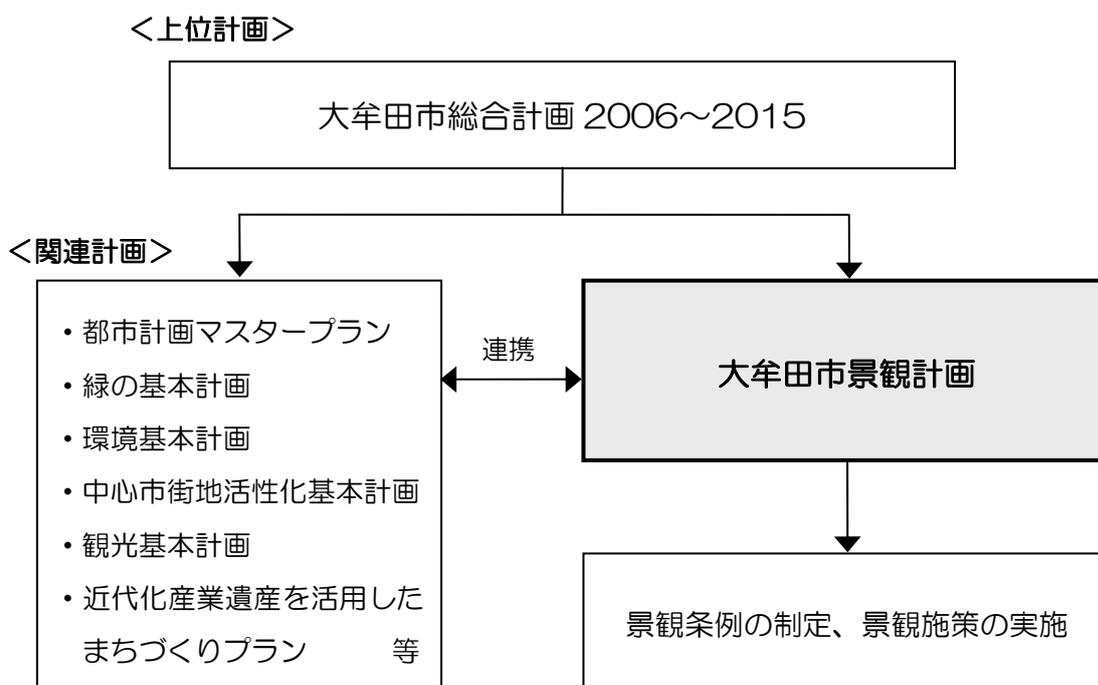
良好な景観形成は、行政主体で規制・誘導を図るだけでは実現できません。市民・事業者・行政がそれぞれの役割を担い、協働で進めていく必要があります。

そこで本計画は、本市が目指す景観形成の理念や目標を示し、良好な景観形成のための方針や基準等を定めるとともに、市民・事業者・行政の協働による景観形成の取り組みを明らかにすることを目的としています。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、景観法（平成 16 年法第 110 号）に基づく法定計画です。本計画は、上位計画である「大牟田市総合計画 2006～2015」、都市計画マスタープランをはじめとする関連計画と連携を図りながら、良好な景観形成を推進するための総合的な方策を示す計画として位置づけます。

図 景観計画の位置づけ



(3) 計画の役割

本計画は、市民・事業者・行政が景観形成に取り組む際の指針として、次の3つの役割を担っています。

1) 景観行政に係る相互調整のための指針

本計画は、景観行政に係る基本計画として、総合的な取り組みを示すことにより、都市計画、建築、環境、観光等の関連分野の施策と調整を図る際の指針となります。庁内関係課だけでなく、国・県等との関係機関と連携を図るためにも重要な役割を果たします。

2) あらゆる主体の景観まちづくり活動の指針

景観形成の理念や目標、推進施策などを示すことにより、市民・事業者・行政が景観に関する活動を実施する際の共通の行動指針となります。各主体が自主的または連携して景観形成に取り組む際、本市の景観形成にとって大切なことを共有化する役割を果たします。

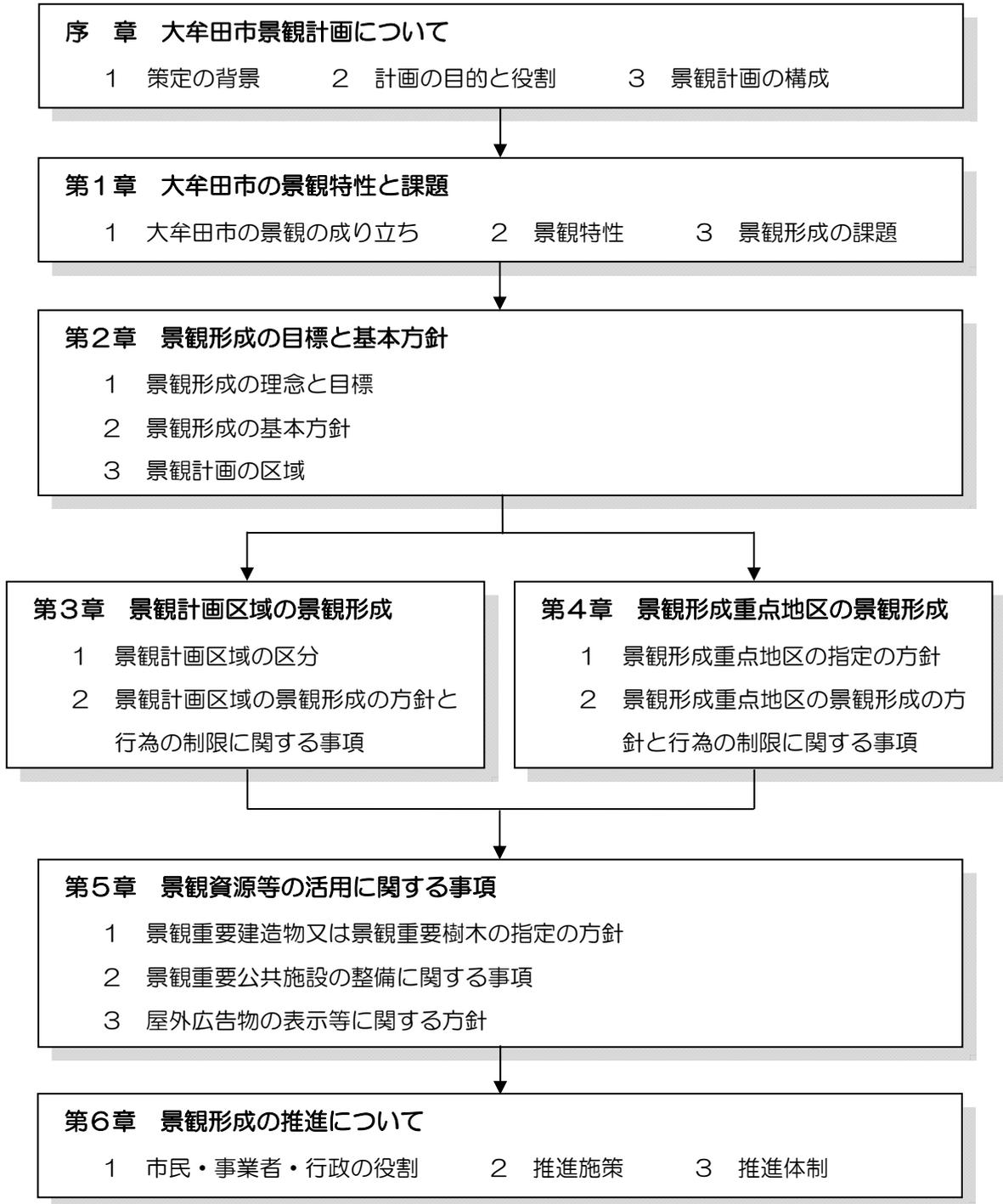
3) 建築行為等を行う際の指針

本市の特性に応じた景観形成の方針や景観形成基準を示すことにより、建築行為や開発行為等を行う際の協議・調整の指針となります。景観法に基づく届出制度を実施することで、基準に適合しない場合は勧告等を行うことができ、実効性のある景観誘導を可能にする役割を果たします。

3 景観計画の構成

本計画は、「景観形成の目標と基本方針」、「景観計画区域の景観形成」、「景観形成重点地区の景観形成」、「景観資源等の活用に関する事項」、「景観形成の推進について」の5つの柱で構成しています。

図 景観計画の構成



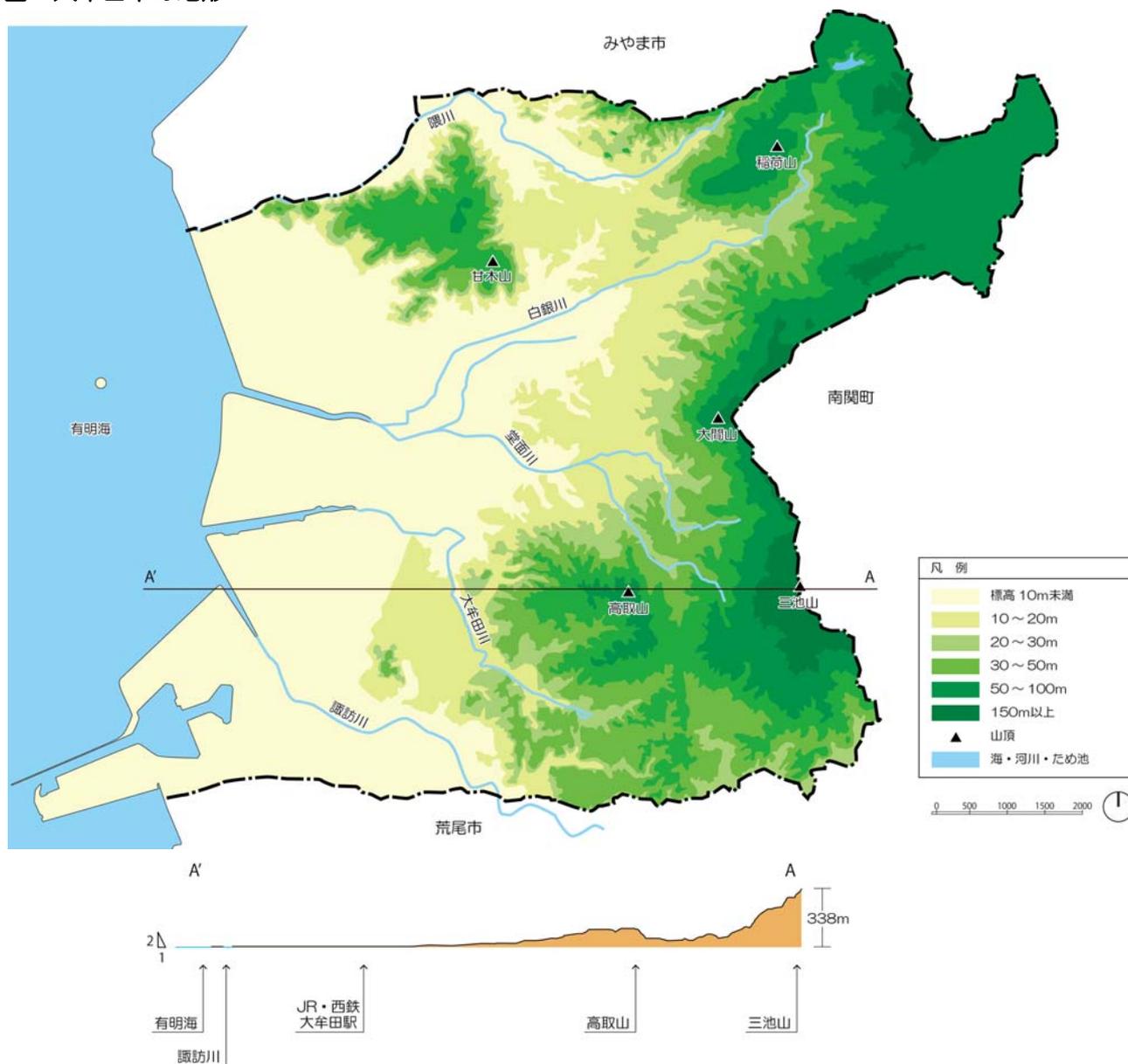
第1章 大牟田市の景観特性と課題

1 大牟田市の景観の成り立ち

本市は、東部に三池山^{みいけざん}（338m）、大間山^{だいまやま}（225m）からなる丘陵性山地をなしており、西部の有明海に向かって平坦な地形となっています。

また、北部に甘木山（123m）から黒崎にかけての丘陵地が形成され、これらの谷間には、隈川、堂面川、大牟田川、諏訪川の4河川4水系と堂面川の支流である白銀川が、東部丘陵から有明海に注いでおり、臨海部には干潟がみられます。このような地形特性から、有明海では、遠浅の美しい海の眺めとともに、市街地から田園地域、その背後には豊かな山なみの景観が広がっており、海と大地からなる自然景観を見ることができます。

図 大牟田市の地形



一方、本市は石炭産業とともに発展してきた鉱工業都市であり、その歴史は1469（文明元）年の「燃える石」の発見に始まります。1721（享保6）年に柳河藩による石炭採掘が開始され、1873（明治6）年に官営、1889（明治22）年に三井家の経営となり、日清・日露戦争を背景とする富国強兵策のなかで発展し、大正期、第一次大戦を契機として化学工業が起こり、昭和のはじめにかけて鉱山関連事業所が相次いで設立され、石炭を原料とする化学コンビナートとしての特色を強めました。



三池石炭発見伝説図

しかし、三井三池炭鉱は、国のエネルギー政策の転換によって、1997（平成9）年3月に閉山し、江戸時代中期から続いてきた120有余年の石炭採掘の歴史に幕を閉じましたが、これまで築き上げられた炭鉱関連施設が本市の特徴的な炭鉱景観として残されています。

図 明治期の大牟田



明治期の地形



明治の大牟田（高島北海画）



明治末期の大牟田

図 大正・昭和初期の大牟田



昭和初期の地形

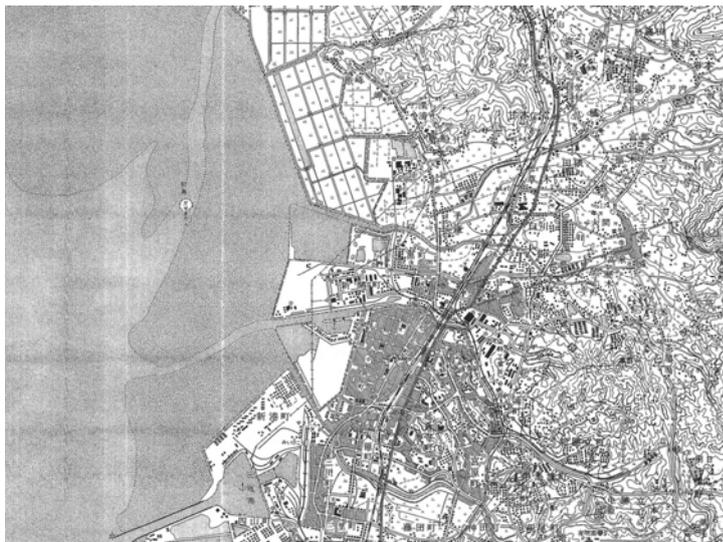


大正期の大牟田



昭和初期の築町通り

図 昭和中期的大牟田



昭和中期の地形

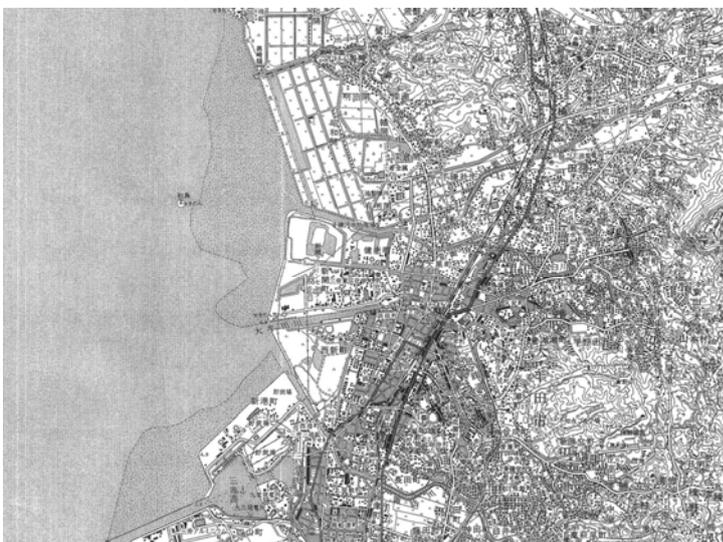


戦災復興後の中心市街地



昭和中期の新栄町

図 現在の大牟田



現在の地形



現在の市街地



九州新幹線



おおむた「大蛇山」まつり一万人の総踊り

※国土地理院発行 1/50,000 地形図「柳河（明治 33 年製版）」、「大牟田（昭和 6 年修正）」、「大牟田（昭和 43 年修正）」、「大牟田（平成 6 年修正）」を使用

2 景観特性

本市の景観には、人と自然の営みによる「自然的景観」、先人の積み重ねによる「歴史的景観」、現代の暮らしによる「都市的景観」という性質があります。

これらの性質を、本市の土台を形づくる「骨格的な景観」、特徴的な取り組みによって保全・形成されている「地区の景観」、共有すべき大切な「景観資源」の3つの視点で整理します。

図 景観特性

		景観の性質		
		人と自然の営みによる 「自然的景観」	先人の積み重ねによる 「歴史的景観」	現代の暮らしによる 「都市的景観」
景 観 の 視 点	市の土台を形づくる「骨格的な景観」	山、海、川、田園等 	古墳、街道、炭鉱等 	道路、鉄道、土地利用等 
	特徴的な取り組みによって保全・形成されている「地区の景観」	自然公園、風致地区等 	重要文化財、史跡等 	臨港地区、地区計画等 
	共有すべき大切な「景観資源」	丘陵地、河川、樹木等 	社寺、炭鉱施設、祭り等 	公共施設、公園等 

(1) 骨格的な景観

1) 骨格的な自然的景観

○東に山並み、西に有明海を望む地形

本市は、東部の^{だいまやま}大間山、^{みいけざん}三池山等の丘陵性山地から西部の有明海に向かって平坦な地形となっています。隈川、^{しらがねがわ}白銀川、堂面川、大牟田川、諏訪川の主要な河川は、東部の山地等を源流として有明海へ注いでいます。



堂面川から眺める三池山

○丘陵地のみかん畑、河川沿いに広がる田園と山すその農村集落

^{かみうち}上内などの東部の丘陵には、みかん畑が多くみられ、隈川、白銀川、諏訪川などの河川沿いにまとまった水田が広がっています。農村集落は、丘陵地と河川の間、山すそに位置し、背景の山や前面の田園と一体的な景観となっています。



上内の田園

○干満差日本一の有明海の広大な干潟と干拓の農地

有明海は、干満の差が日本で最も大きく、最大6mにも達します。このため、干潮時には広大な干潟が見られます。

臨海部の北側には、明治以降に盛んとなった干拓による大規模な農地が広がっており、冬は、干拓地の堤防から有明海一面に張りめぐらされる海苔の養殖畑を眺めることができます。



有明海の夕日

○山から海への一連の自然から育まれる多様な生物

本市には、約2,300種にもものぼる動植物が確認されており、山や川、海辺等の豊かな自然から育まれる地域固有の生物が見られます。中には絶滅の恐れのあるニッポンバラタナゴやカスミサンショウウオ、シオマネキなどの貴重な生物も生息しています。



白銀川等に棲むニッポンバラタナゴ

2) 骨格的な歴史的景観

○小高い丘に築かれた古墳

北部の稻荷山、甘木山、黒崎の丘陵地は古墳集積地となっており、南部に見られるくくりつか潜塚古墳や萩ノ尾古墳も小高い丘に築かれています。



黒崎観世音塚古墳

○市域を縦貫する三池街道

三池街道は、南の熊本県玉名市と北の柳川市を結んだ幹線道路で、鎌倉時代には既に人々の往来があったと言われています。市域を南東から北西に縦貫しており、街道沿いには石積みの眼鏡橋などの歴史的景観資源が残っています。



三池陣屋の眼鏡橋

○南部に形成された三池炭鉱関連施設

石炭層を多く含む地層が市の南部に広がっていたことから、石炭を採炭する三池炭鉱の坑口や運搬する専用鉄道敷、積出港である三池港などの三池炭鉱関連施設は、市の南部に集中しています。



旧三池炭鉱専用鉄道敷諏訪川鉄橋

3) 骨格的な都市的景観

○南北に通る鉄道及び主要幹線道路

交通軸であるJR鹿児島本線や九州新幹線、西鉄天神大牟田線、国道208号、有明海沿岸道路などは、いずれも南北に通っています。道路網は、国道208号を軸に臨海部の工業地や東側の住宅地を結ぶように伸びています。



有明海沿岸道路

○中心部の化学コンビナートと臨海部の流通・工業団地

明治期の三池炭鉱の発展とともに形成された化学コンビナートが本市の中心部に位置し、J工場や煙突などは、市を代表する景観の一つです。また、臨海部には、物流拠点として100年以上の歴史がある三池港や、新たにリサイクル施設の立地が進んでいるエコタウンがあり、多様な工場景観を有しています。

一方で、三池炭鉱の閉山など、産業構造の転換により、工場跡地や工場従業者用の社宅跡地等が大規模な低・未利用地となっています。



炭鉱電車とJ工場

○低中層の建物が大半の住宅地

本市の住宅は約7割が戸建て住宅で、低中層の落ち着いた住宅地景観が大半を占めています。

石炭産業の進展とともに開発が進んだ南部では、老朽化した木造住宅や住宅密集地が見られますが、北部や東部では、新規の大規模な戸建て住宅地開発が見られ、建物の更新が進んでいます。



羽山台の住宅地

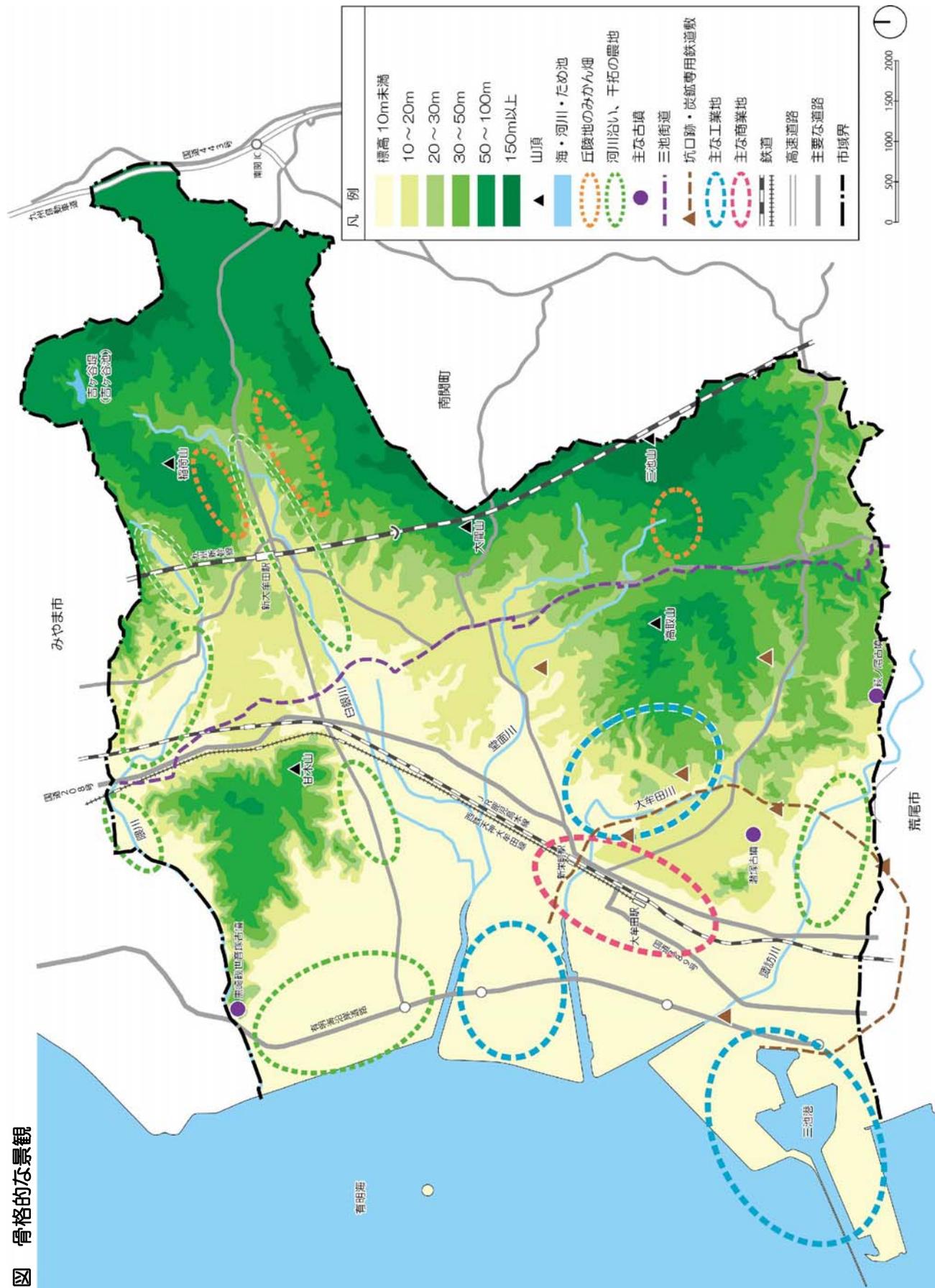
○高層住宅が増えつつある商業業務地

市役所をはじめとした主要な公共施設、業務施設は大牟田駅周辺に、旧来の中心商業地は西鉄新栄町駅周辺に集積しています。近年は、高層住宅の立地が増えたことにより、機能の複合化やまちなみの高層化が進んでいます。



新栄町駅周辺の高層住宅

図 骨格的な景観



(2) 地区の景観

1) 地区の自然的景観

○甘木山の自然と眺望を活かした矢部川県立自然公園

本市の北部の甘木山から黒崎にかけて形成されている丘陵地は、自然林が多く残っており、矢部川県立自然公園に指定されています。

甘木山からは、市街地や有明海が一望でき、遠くは長崎県の島原半島、雲仙の普賢岳や平成新山を望むこともできます。また、黒崎公園周辺は、風致地区（第2種）に指定され、緑と周辺の集落景観を一体的に守っています。



甘木山から眺める市街地

○中心部に位置する丘陵地の緑を活かした延命公園

延命公園は、市街地に最も近い場所に位置する丘陵地を整備し、本市で最初に開設された代表的な公園です。延命公園周辺は風致地区（第3種）に指定されており、丘陵地の緑豊かな景観を守っています。



延命公園（大牟田市動物園入り口）

2) 地区の歴史的景観

○三池炭鉱関連施設のシンボリックな宮原坑跡、万田坑跡

鋼鉄製のたてこうやくら 竪坑 櫓 とレンガ造の巻揚機室等が残る宮原坑跡、万田坑跡は、三池炭鉱関連施設のシンボリックな存在で国の重要文化財に指定されています。建物だけでなく、周囲の敷地も合わせて国の史跡に指定されており、歴史的な景観を守っています。



宮原坑跡

3) 地区の都市的景観

○緑に囲まれた産業拠点

臨海部の大規模な工場では、工場緑化を行っており、緑に囲まれた工場景観が維持されています。

また、三池港は、1908（明治 41）年の築港時より 100 年以上変わらぬ姿で稼働し続けています。三池港は、臨港地区に指定されており、港湾区域にふさわしい土地・建物利用を推進しています。

一方、南関 IC に近接した大牟田テクノパークでは、地区計画に基づいて、周囲の自然環境と調和した景観形成に取り組んでいます。



三池港全景

○都市の顔となる駅周辺のまちなみ

大牟田駅周辺は、戦災復興土地区画整理事業により整備され、整然とした通りとなっており、ケヤキやナンキンハゼなどの並木道が形成されています。

西鉄新栄町駅周辺は、空き地や空き店舗が目立っており、交通結節機能の強化や複合的な機能の誘導を図り、生活利便性の高い街なか居住を促進することで環境改善に取り組んでいます。また、新たな交流施設の整備や再開発事業の検討も進められています。

九州新幹線開通により整備された新大牟田駅周辺は、地区計画に基づいて、周囲の自然環境や田園環境と調和した景観形成を目指しています。



国道 208 号



九州新幹線・新大牟田駅

(3) 景観資源

「骨格的な景観」、「地区の景観」に、樹木や建築物等の点的な景観要素や伝統行事等の景観を守り・創る活動を加え、市民・事業者・行政が共有すべき本市の大切な「景観資源」を整理します。

1) 自然的景観資源

自然的景観資源には、「山地・丘陵地」、「海、河川・ため池」、「農業、農村集落」、「樹木」、「地層・岩石」といった要素があります。

表 自然的景観資源

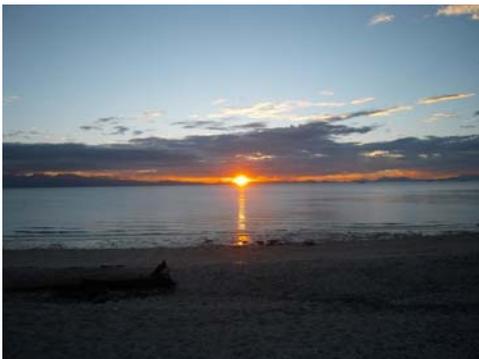
要素	主な景観資源
山地・丘陵地	甘木山、三池山、稲荷山、大間山、高取山
海、河川・ため池	有明海、干潟、旧三池海水浴場
	隈川、白銀川、堂面川、大牟田川、諏訪川、 <small>よしがだにつつみ</small> 吉ヶ谷堤
農業、農村集落	干拓の農地、丘陵地のみかん畑
	上内、 <small>しか</small> 四箇、 <small>いちの</small> 櫟野、 <small>きょうらぎ</small> 教楽来
樹木	普光寺の <small>がりゅうばい</small> 臥龍梅、定林寺のあじさい、黒崎の <small>おおくま</small> 大樟、烏塚の樹林
地層・岩石	稲荷層（石炭層）、 <small>やけいしやま</small> 焼石山公園の米の山断層、 <small>かったち</small> 勝立層（化石層）、岩本の長者岩、櫟野石



三池山



有明海の干潟

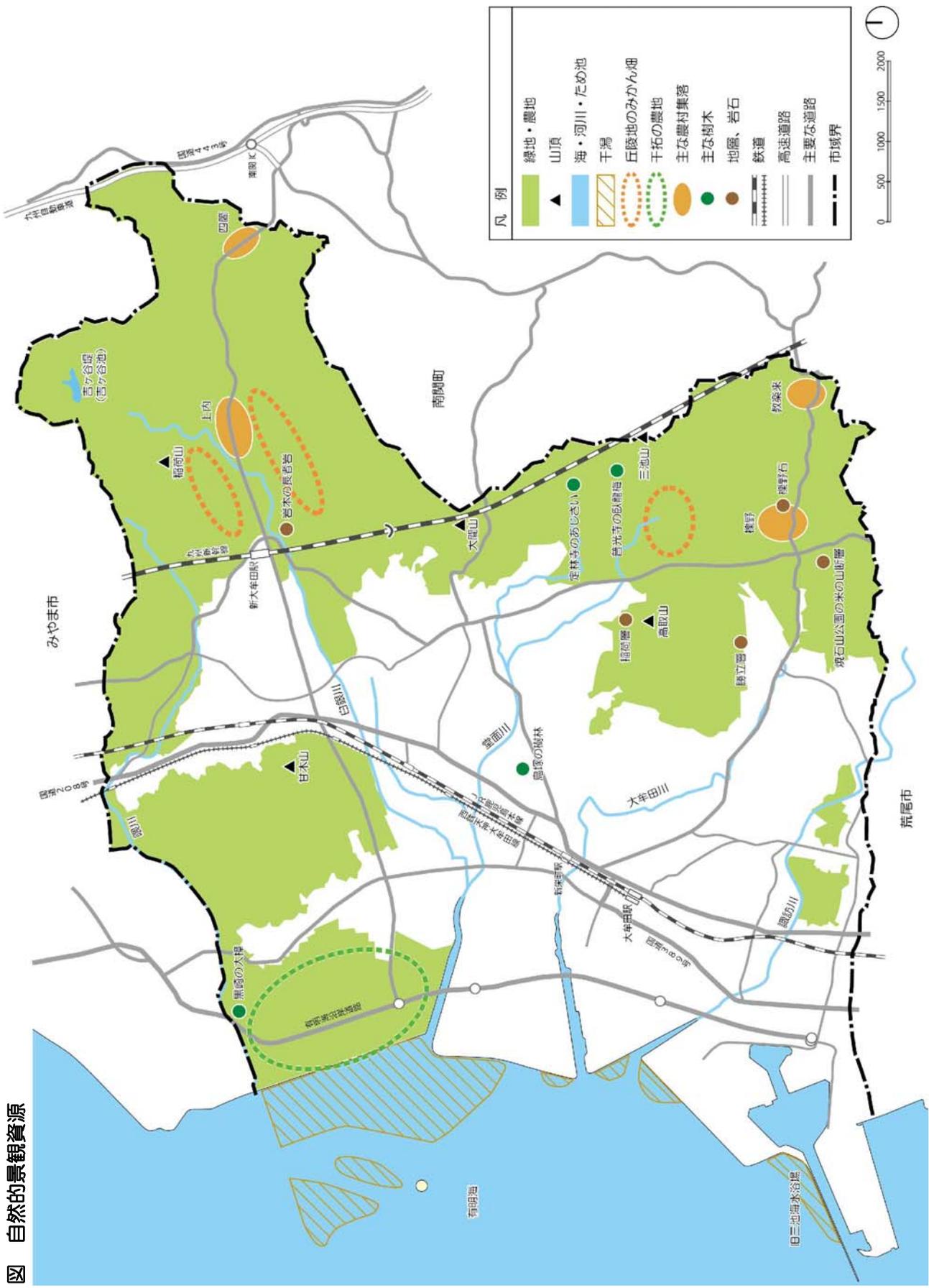


旧三池海水浴場から眺める夕日



普光寺の臥龍梅

図 自然的景観資源



2) 歴史的景観資源

歴史的景観資源には、「古墳」、「社寺、墓地」、「炭鉱関連施設」、「街道、橋」、「祭り・伝統行事」といった要素があります。

表 歴史的景観資源

要素	主な景観資源
古墳	黒崎観世音塚古墳、潜塚古墳、萩ノ尾古墳
社寺、墓地	普光寺、定林寺、教楽来天満神社、稲荷神社、紹運寺、弥劔神社、駿馬天満宮、草木八幡宮、熊野神社、三笠神社、玉垂神社、慧日寺、倉永諏訪神社 ----- 仙台奥さんの墓（イボ観音）、歴代三池藩藩主墓地、立花内膳家墓地
炭鉱関連施設	三池炭鉱宮原坑跡、三池炭鉱万田坑跡、三池炭鉱三川坑跡、旧三井港倶楽部、旧三川電鉄変電所、旧三池炭鉱専用鉄道敷、人工島初島・三池島、旧三池集治監、旧長崎税関三池税関支署、三池港、三池港閘門、宮浦石炭記念公園（三池炭鉱宮浦坑跡）
街道、橋	三池街道 ----- 三池陣屋の眼鏡橋、早鐘眼鏡橋、泉橋
祭り・伝統行事	大蛇山まつり、三池初市、水（臼）かぶり、銭太鼓踊りとひゅうたん廻し、駿馬天満宮のうそ替えまつり、渦いね踊り、大牟田二十日えびす



旧三川電鉄変電所



三池港閘門



大蛇山まつり

3) 都市的景観資源

都市的景観資源には、「道路、鉄道・駅、橋」、「工業地・産業拠点等」、「公共施設」、「公園・緑地、並木道」といった要素があります。

表 都市的景観資源

要素	主な景観資源
道路、鉄道・駅、橋	国道 208 号、有明海沿岸道路、九州自動車道
	JR 鹿児島本線、西鉄天神大牟田線、大牟田駅、九州新幹線、新大牟田駅
	諏訪川橋、大牟田連続高架橋、健昭橋
工業地・産業拠点等	エコタウン、三井化学工場群、三池港、大牟田テクノパーク、工場の煙突
公共施設	道の駅おおむた、リフレッシュおおむた、大牟田市庁舎、大牟田商工会議所、大牟田文化会館、三池カルタ・歴史資料館、石炭産業科学館
公園・緑地、並木道	大牟田市動物園、延命公園、諏訪公園、大牟田港緑地運動公園
	メタセコイヤ並木（宮浦石炭記念公園前）、ケヤキ並木（国道 208 号）、ナンキンハゼ並木（大牟田警察署前）



エコタウン



石炭産業科学館



大牟田市動物園



宮浦石炭記念公園前のメタセコイヤ並木

3 景観形成の課題

本市の景観特性や市民の意向を踏まえ、景観形成の課題を整理します。

(1) 市民の意向

平成 23 年度に実施した「景観まちづくりに関するアンケート」の結果に基づいて、市民の意向を次のように整理します。

1) 自然景観や住宅地景観の向上

現在と将来の本市の景観イメージをうかがったところ、現在のイメージは「炭鉱景観」や「工場景観」が多く、将来のイメージは「自然景観」や「住宅地景観」が多い結果となり、美しい自然や良好な住宅地景観の進展を望んでいることがうかがえます。

2) 今ある景観や空き地・空き家の適正な管理

景観を損ねている点や大切な取り組みについては、「空き家や空き地が放置されていること」や「今ある景観の維持管理活動」への意見が多く、適正な管理を重視していることがうかがえます。

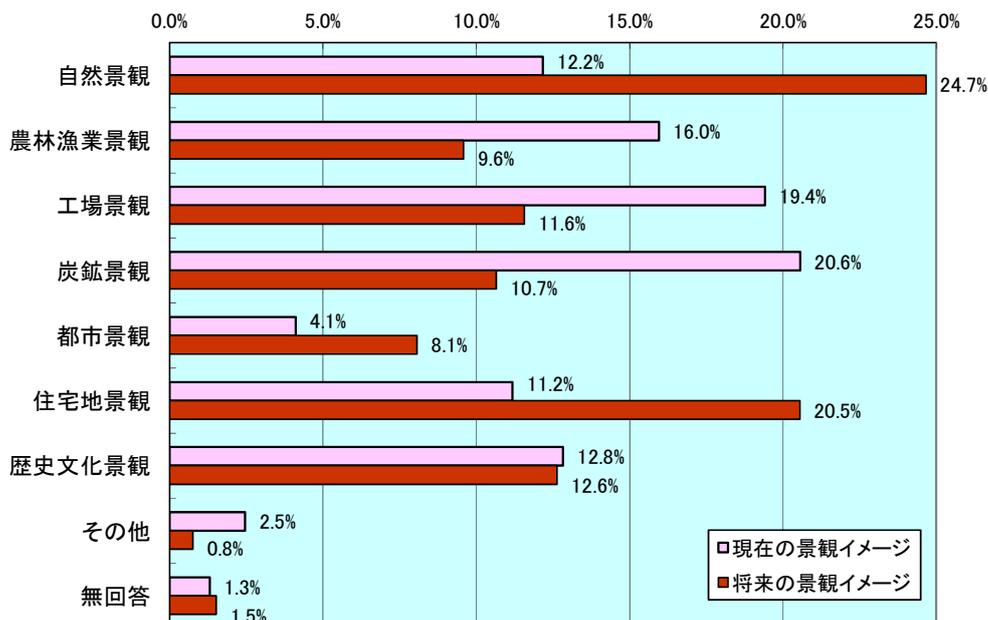
3) 景観資源を通じた景観まちづくりへの参加

今後、参加してみたい景観まちづくり活動については、「公園、河川、道路植栽等の清掃活動」や「景観資源の散策ツアー等のイベントへの参加」に関心が高いことがわかりました。

4) 市民・事業者・行政の協働による取り組みの推進

景観まちづくりの進め方については、「市民・事業者・行政の協働による取り組み」を望む意見が最も多く、多様な主体の協力体制を重視していることがうかがえます。

図 現在と将来の本市の景観イメージ



資料：景観まちづくりに関するアンケート

(2) 景観形成の課題

本市の景観形成の課題を次のように整理します。

1) 自然環境の保全と緑化推進を基本とした骨格的景観の形成

本市の土台を形づくり、まちなみの背景となる自然環境の重要性を改めて認識し、あらゆる建築行為や開発行為等に対し、山並みや丘陵地の緑環境、海や河川の水辺環境の保全に配慮を求める必要があります。

特に重要な区域は、自然公園や風致地区指定により保全されていますが、市全域が対象ではありません。そこで、山並みやまちなみに大きな影響を与えるおそれのある行為に対しては、市全域において届出・協議ができるような仕組みが必要です。

2) 政策的な地区の景観と住宅地景観の魅力の向上

本市において特徴的な景観を有する地区は、都市公園や産業拠点など、政策的に保全・形成されてきた箇所が多く、今後も工場や社宅の跡地利用や再開発等の推進が予定されています。そのため、これらの機会を活かし、計画的に景観形成を進めることで、都市の魅力向上につなげていくことが必要です。

また、本市には戸建ての住宅団地が多く、新規の戸建て住宅地開発が進んでいることから、事業者や住民と協力しながら、より魅力的な住宅地へと進展するような景観誘導が必要となっています。

3) 今ある景観資源の活用と育成

市民アンケートでは、今ある景観を維持することや景観資源の散策ツアー等への参加などに関心が高い傾向にあり、景観まちづくりに関する積極的な情報提供を望んでいることもうかがえました。そのため、景観に対する関心や理解を深めることや、景観資源を核にして活力あるまちづくりへ発展させていくことが重要となります。

そこで、多様な景観資源の存在や価値を共有するための取り組みや、景観資源とその周辺の一体的な整備などを通じて景観資源を活かしたまちづくりを推進し、生活環境の向上や観光振興につなげていくことが必要です。

4) 景観形成の先導役となる公共施設の整備

国道208号や有明海沿岸道路、延命公園、三池港など、本市の公共施設は、景観資源そのものであるとともに、景観資源をつなぐ施設でもあります。しかし、整備や管理の主体が異なることで、一体感や連続感のない景観となるおそれもあります。そのため、良好な景観形成をリードし、お手本となるような景観整備や、そのような整備を円滑に行うための仕組みが必要です。

5) 市民・事業者・行政の協働による景観形成の推進

今ある景観の維持管理や魅力的な景観を新たに創出していくためには、市民一人ひとりをはじめとして、地域のコミュニティ、NPO、事業者などとの連携が不可欠です。各々の役割を明らかにしつつ、それぞれが主体的に活動できる取り組みや、協力が必要な取り組みなどを整理した上で、協働による景観形成に向けた仕組みづくりを行う必要があります。

第2章 景観形成の目標と基本方針

1 景観形成の理念と目標

本市の景観特性と課題を踏まえ、今ある景観の価値を失うことなく、さらに魅力的な景観を形成していくため、景観形成の基本理念と基本目標を定め、共有化を図ります。

(1) 基本理念

炭都おおむたの宝が光る景観まちづくり
～人と自然と歴史が織りなす、魅力ある景観を守り、創り、育てる～

本市には、有明海や三池山、甘木山等の自然景観、三池港の工場群や宮原坑跡等の工場景観、炭鉱景観、社寺や古墳等の歴史景観など、多様な景観があります。これらは、先人から受け継いできた大切な宝であり、これらを守り、創り、育て、未来の人々へ渡していくことは、今ここで暮らしている私たち一人ひとりの役目です。

そこで、市民・事業者・行政が各々の役割を担いながら、「炭都おおむたの宝が光る景観まちづくり」を目指して「人と自然と歴史が織りなす、魅力ある景観を守り、創り、育てる」ことを本市の景観形成の基本理念に掲げます。

(2) 基本目標

上記基本理念に基づき本市の良好な景観の形成に向けて、次の3つの基本目標掲げます。

1) まちの骨格となる景観を守り、創り、育てる

まちの骨格がわかりやすく、伝えやすい景観は、市民や来訪者に懐かしさや安心感を与えます。そのため、市東部に連なる丘陵性山地、有明海、河川沿いや干拓の農地、まとまりのある工場群、低中層を基調とした住宅地など、地域特性のある景観を守り、創り、育てていきます。

2) 地区の特徴や魅力を高める景観を守り、創り、育てる

緑が多い、まちなみに統一感がある、きれいに清掃されているなど、魅力のある地区景観は、市の都市づくりの戦略や協力しながら暮らしている住民の姿、事業者の景観形成への関心などを表しています。そこで、地区の特徴や魅力を一層高めていくために、都市の顔として紹介できる景観や住み続けたいような景観を守り、創り、育てていきます。

3) 宝となる景観資源を守り、創り、育てる

景観資源は、私たちの共有財産です。宝となる景観資源の多いまちは、市民の心を豊かにし、地域経済活動の活性化に寄与します。そのため、本市の多様な景観資源の存在や価値を知り、学び、大切に手入れをしながら、守り、創り、育てていきます。

(3) 基本姿勢

本市の特性に応じた良好な景観を守り、創り、育てていくための基本姿勢を次のように定めます。

守る

良好な景観は、地域の自然や歴史・文化に根ざした生活環境を人々がきちんと手入れし使いこなしていることによって形づくられます。市民をはじめ様々な団体との協力のもと、自然環境への負荷や急激な変化を抑制しつつ、維持・管理の行き届いたまちづくりを進めることが良好な景観の基礎になると考えます。

そのため、地域固有の伝統行事等を継承するとともに、里山や市街地内の緑地、水辺等、暮らしに関わりの深い場所の維持・保全に取り組みます。

創る

良好な景観には、現在の私たちの暮らしから生まれ、新たな景観資源として将来に引き継がれていくものもあります。国道 208 号の無電柱化、ケヤキ並木、イルミネーション等は、行政が基盤を創り、地域がにぎわいを創ることで本市の代表的な景観となっており、このような魅力ある景観を創っていくことが重要と考えます。

そのため、都市の持続的な発展や地域ブランドの確立、市民生活の質の向上等に結びつく景観整備を効果的、重点的に推進していきます。

育てる

良好な景観は、本市のまちづくりに関わる一人ひとりの行動から始まります。本市の自然や歴史・文化を学び、今ある景観の価値に気づき、将来に引き継いでいこうという思いを共有することが景観まちづくりの第一歩と考えます。

そのため、身近な生活環境の清掃活動や地域活動に積極的に参画する人、私たちの暮らしとともに息づく景観資源を周知・継承する人を育てるとともに、自発的、継続的に活動できる仕組みづくりに取り組んでいきます。

2 景観形成の基本方針

基本目標を実現するために、景観形成の基本方針を次のように定めます。

(1) まちの骨格となる景観を守り、創り、育てるために

全市域を地形や土地利用状況等に沿って区分し、骨格の特性に応じた景観の保全・形成を目指します。

○山並みと農業・集落地の景観形成

山並み、丘陵地の樹園地や田園、農村集落は、一連の景観として保全していきます。そのため、山の稜線を阻害しないような配慮や、自然の緑と調和するような景観形成を目指します。

○住宅系市街地の景観形成

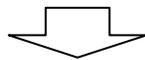
低中層の落ち着いた住宅地の景観を保全・創出していきます。そのため、緑の豊かなまちなみづくりや、低中層の住宅地に圧迫感を与えないようなまちなみづくりに配慮した景観形成を目指します。

○商業系市街地の景観形成

にぎわいの中にも秩序が感じられる商業業務施設のまちなみ景観を保全・創出していきます。そのため、連続性のあるまちなみづくりや、歩いて楽しいまちなみづくりなどに配慮した景観形成を目指します。

○工業地の景観形成

炭鉱産業とともに発展し、形成されてきた工業地景観を保全するとともに、新たな産業施設立地に合わせ、まとまりの感じられる工業地景観を創出していきます。そのため、工業地としての統一感や発展性を感じさせる明るいイメージのある景観形成を目指します。



大規模な建築物等がまちの骨格となる景観に悪影響を与えないよう、建築物等の形態・意匠・色彩などについて緩やかなルールを定めます。

⇒ 『第3章 景観計画区域の景観形成』へ

(2) 地区の特徴や魅力を高める景観を守り、創り、育てるために

既に特徴的な景観形成に取り組んでいる地区や、今後取り組みを検討していく地区を積極的に景観の向上を図る地区として位置づけ、地区の特性に応じた個性ある景観形成を目指します。そのため、景観形成のテーマや方針は、地区ごとに定めていきます。

○都市の顔となる地区の景観形成

駅周辺やインターチェンジ周辺等の都市の玄関となる場所や、産業や観光等の拠点となる場所の地区景観を創出・育成していきます。

○景観資源と一体となった地区の景観形成

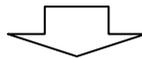
歴史的な建造物やシンボリックな緑がある地区や、並木道や商店街等の魅力的な通り景観のある地区などにおいて、景観資源と一体となった良好な景観を保全・育成していきます。

○良好な住宅地・農村集落の景観形成

緑の多い戸建て住宅団地や伝統的な素材や色彩を受け継いでいる集落地、これから統一感のあるまちなみを目指す地区などにおいて、良好な住宅地・集落地景観を保全・育成していきます。

○大規模な土地利用転換等を行う地区の景観形成

都市政策上の新規の開発地や、産業構造の変化などに伴う大規模な土地利用変換を行う地区等において、計画的な地区景観を創出していきます。



必要に応じて「景観形成重点地区」の指定を行い、地区の魅力を高めるようなきめ細かなルールを定めることができますようにします。

⇒ 『第4章 景観形成重点地区の景観形成』へ

(3) 宝となる景観資源を守り、創り、育てるために

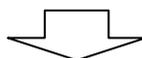
景観資源のうち、本市の特徴を語るうえで欠かせないものや、それらを結ぶルートなどを位置づけ、各々の景観資源を活かすような景観形成を目指します。また、本市の景観資源を守り活かすための仕組みづくりを進めます。

○景観上重要な建造物や樹木の保全・活用

先人から受け継いできた景観資源のうち、特に本市の自然や歴史などを語るうえで欠かせないものについては、重点的に保全・活用していきます。また、これから創造する建造物等が、将来、本市の大切な景観資源となりうることを意識して景観形成を進めていきます。

○景観上重要な公共施設の景観整備

道路、河川、公園などの公共施設は、施設そのものが景観資源であったり、景観資源を結ぶ役割を果たしたりしていることから、特に重要な公共施設を位置づけ、良好な景観の形成のお手本となる整備を目指します。



重要な建造物や樹木を指定するとともに、景観形成上重要となる公共施設の整備に関する事項を定めます。

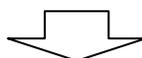
⇒ 『第5章 景観資源等の活用に関する事項』へ

○景観資源に気づく取り組みの推進

形ある景観資源だけではなく、祭りや伝統行事を含むすべての景観資源の歴史的背景や人の暮らしとの関わりについて、市民や来訪者等にわかりやすく伝えることにより、本市の景観資源に気づくような取り組みを進め、景観への意識や関心を高めていきます。

○身近な取り組みの実践と連携の強化

地域で取り組まれている美化活動など、市民・事業者・行政が、それぞれ景観形成について身近にできることからはじめ、徐々に連携の輪を広げていくことを目指し、各主体が相互に支え合う体制を整えていきます。



市民・事業者・行政の役割及び協働で取り組んでいく推進施策、推進体制を定めます。

⇒ 『第6章 景観形成の推進について』へ

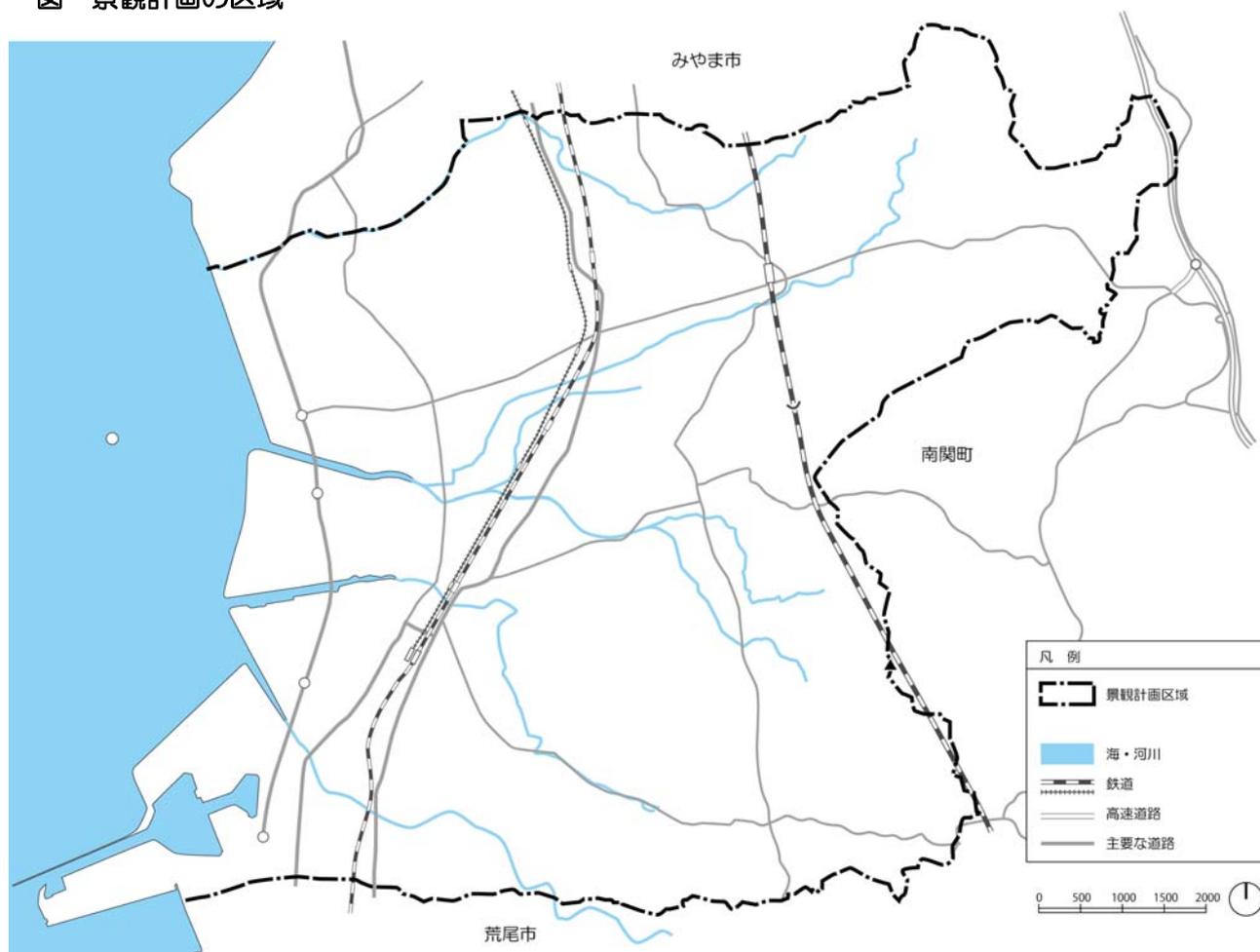
3 景観計画の区域

本市は、まちの背景に山並みがあり、前面に有明海が開けていることから、市街地景観と自然景観は一体の景観であり、これらを分けて考えることはできません。また、様々な景観資源は全市的に分布しているため、これらを活かした景観形成を総合的に推進していくためには、市全域を対象とする必要があります。

したがって、景観計画の区域は、市全域とします。

また、景観は市域を超えて見渡せるとともに、有明海の干潟や干拓の農地など、広域的に共通する景観特性を有していることから、周辺市町と連携した景観形成にも配慮します。

図 景観計画の区域



第3章 景観計画区域の景観形成

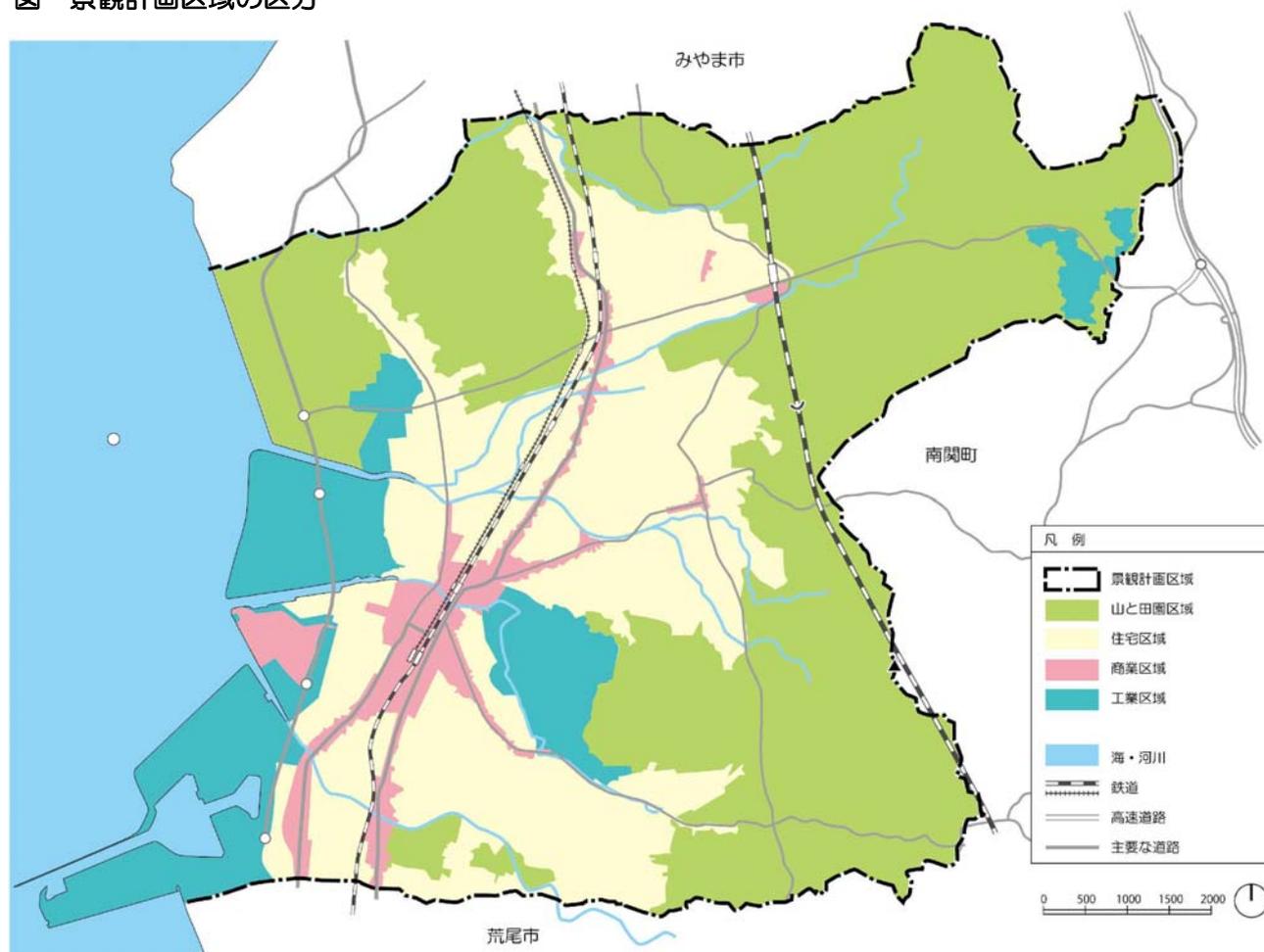
1 景観計画区域の区分

景観形成の基本方針を踏まえ、地域の特性に応じた行為の制限に向け、景観計画区域を4つに区分し、区域ごとに景観形成の方針と景観形成基準を定めます。

表 景観計画区域の区分

景観計画区域の区分	土地利用の区分
山と田園区域	市街化調整区域（大牟田テクノパーク地区地区計画区域を除く）
住宅区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準工業地域（国道208号沿い、新勝立地区地区計画区域を除く）、工業地域
商業区域	商業地域、近隣商業地域、岬町地区地区計画区域の一部、旭町・東新町地区地区計画区域、岩本南地区地区計画区域、国道208号沿いの準工業地域
工業区域	工業専用地域（岬町地区地区計画区域の一部、旭町・東新町地区地区計画区域を除く）、大牟田テクノパーク地区地区計画区域、新勝立地区地区計画区域

図 景観計画区域の区分



2 景観計画区域の景観形成の方針と行為の制限に関する事項

(1) 山と田園区域

1) 景観形成の方針

山と田園区域における景観形成の方針を以下のように定めます。

○山並みや緑地の保全

市の東部から北西部に連なる山の稜線や地形を維持し、緑地を保全します。

○山並みや田園と調和した集落地景観の保全

背景となる山並みと調和した形態の建物景観を形成し、戸建て住宅を主とした集落地景観を守ります。できる限り自然素材を活用し、周囲の山並みや田園の色彩との調和を図ります。



稻荷山と丘陵地のみかん畑



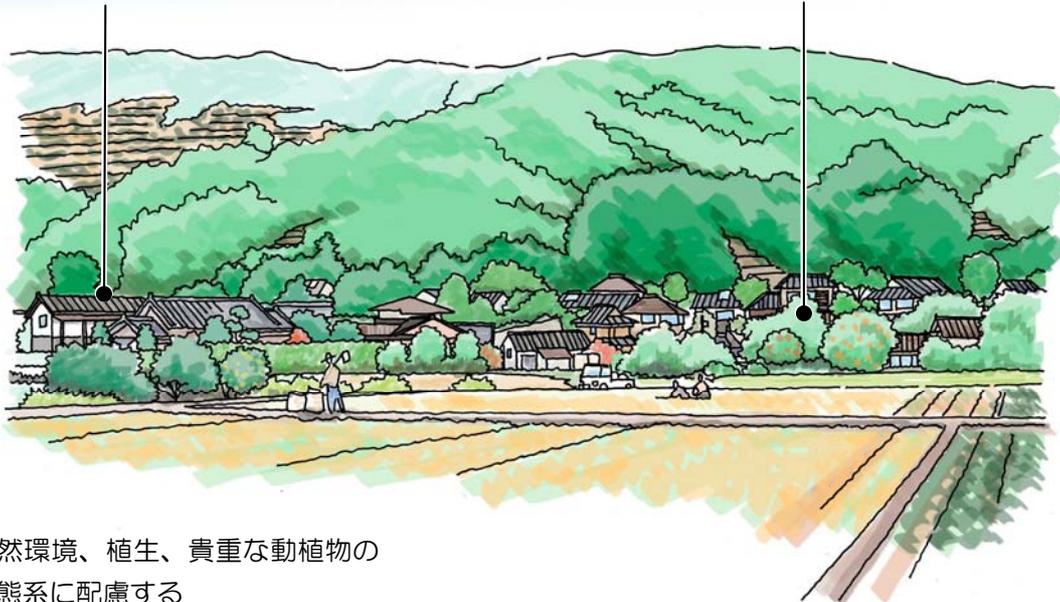
三池山



上内の集落

図 山と田園区域のイメージ

- 周囲の山並みや田園と調和した落ち着いた形態や色彩とする



- 開発等の際は、既存の樹木はできる限り保存する

- 自然環境、植生、貴重な動植物の生態系に配慮する

- 戸建て住宅を主とした集落環境を守る

2) 景観形成基準

山と田園区域における景観形成基準は下表のとおりとします。

表 山と田園区域の景観形成基準

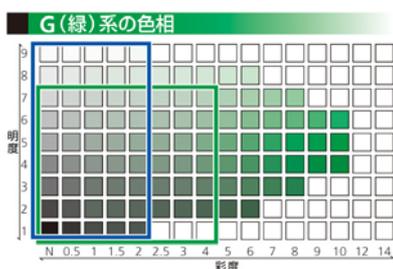
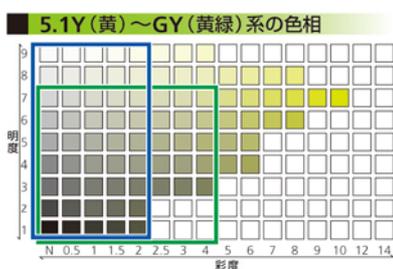
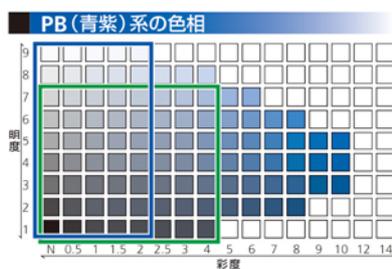
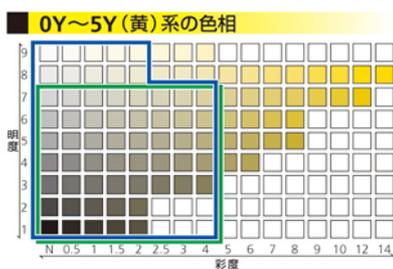
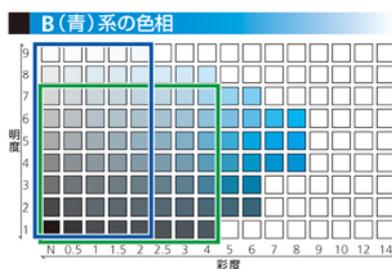
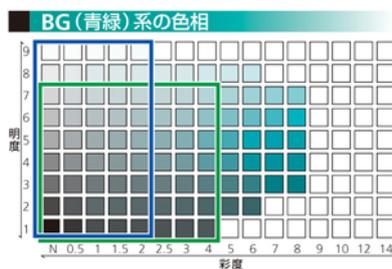
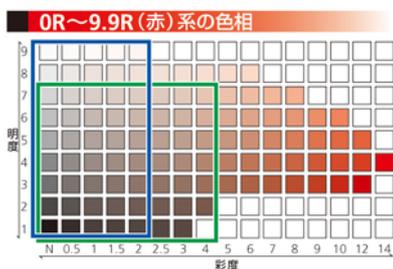
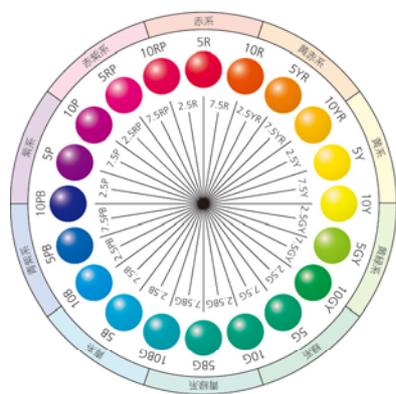
建築物・工作物	配置	周辺への配慮	○周囲の自然環境や地形に十分配慮した配置とする。
	規模	周辺への配慮	○周囲のまちなみに圧迫感を与えないよう配慮した規模とする。やむを得ず大規模な壁面が生じる場合は、形態や色彩による分節化や緑化、壁面後退等を工夫する。
	形態・意匠・色彩	周辺との調和	○景観資源の周辺では、資源そのもののおもむきを損なわないよう、落ち着きのある形態意匠、色彩を基本とし、過度な装飾や演出を避ける。
		設備類	○室外機や配管などの設備類は、道路や公園等の公共空間から見えない位置への配置に配慮する。やむを得ない場合は、建築物全体と調和したデザインを工夫する。
	素材・色彩	○周囲の景観に調和する色彩とし、環境色彩基準に適合させる。ただし、次のいずれかに該当する場合はこの限りでない。 <ul style="list-style-type: none"> ・歴史的建造物などに用いられ、長年にわたって受け継がれている固有の色彩を使用する場合 ・着色していない木材、レンガ等の自然素材を用いる場合 ・見付面積5分の1未満の範囲で使用する色彩 	
	外構・緑化等	敷地の緑化・修景	○自然の植生に配慮した緑化に努めるとともに、敷地境界ではできる限り多くの樹木による植栽を施す。
開発行為		周辺環境	○自然環境、植生、貴重な動植物の生態系に配慮する。
		造成、切土・盛土	○既存の地形を活かした造成に努め、切土・盛土、擁壁の築造は最小限に抑える。
		既存樹木・樹林等の保全	○既存の樹木はできる限り保全するよう努め、樹木の伐採は最小限にとどめるよう配慮する。
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更		周辺環境	○自然環境、植生、貴重な動植物の生態系に配慮する。
		造成、切土・盛土	○既存の地形を活かした造成に努め、切土・盛土、擁壁の築造は最小限に抑える。
		既存樹木・樹林等の保全	○既存の樹木はできる限り保全するよう努め、樹木の伐採は最小限にとどめるよう配慮する。
特定照明		周辺への配慮	○周辺環境への光害とならないよう配慮する。

表 山と田園区域の環境色彩基準

	色相	明度	彩度
建築物の外壁の基調色 工作物の外観の基調色	10R ~ 5Y	8 以上の場合	2 以下
		8 未満の場合	4 以下
	その他	—	2 以下
建築物の屋根	全色相	7 以下	4 以下

図 使用可能な色彩の範囲

豊かな自然と共生した山と農村の色彩景観を保全するために、地域で昔から用いられてきた暖かく穏やかな色彩の範囲を基本とする。



(2) 住宅区域

1) 景観形成の方針

住宅区域における景観形成の方針を以下のように定めます。

○緑や花に囲まれた住宅地景観の維持・創出

庭先や敷地の周りが緑に囲まれ、まちかどにシンボルとなる樹木や香りのよい花木があるような、うるおいと四季を感じる住宅地景観を形成します。

○低中層を主とした住宅地景観の保全

低中層を主とした住宅地景観を守るため、隣接して規模や高さが極端に違う建物が建たないように、配置や形態に配慮し、ゆとりやまとまりのある住宅地景観を形成します。



羽山台の住宅地



歴木の住宅地

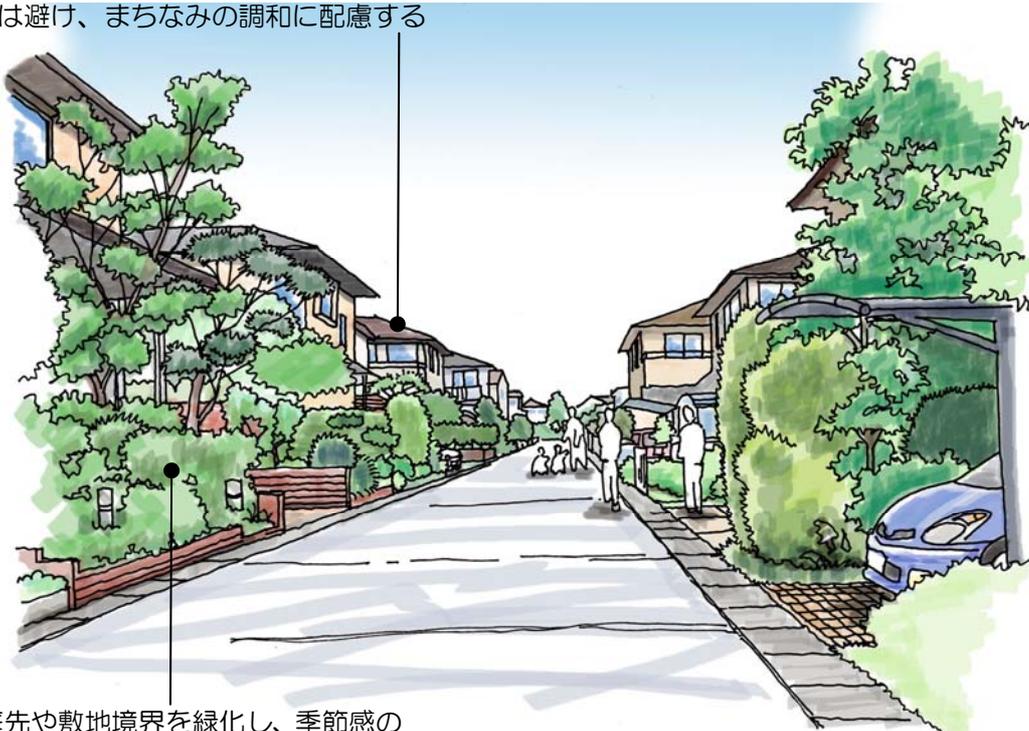


鳥塚の住宅地

図 住宅区域のイメージ

- 隣接した建物と極端に違うデザインは避け、まちなみの調和に配慮する

- 低中層住宅を主とした住宅地景観を守る



- 庭先や敷地境界を緑化し、季節感のある住宅地景観を形成する

- 開発等の際は、既存の樹木はできる限り保存する

2) 景観形成基準

住宅区域における景観形成基準は下表のとおりとします。

表 住宅区域の景観形成基準

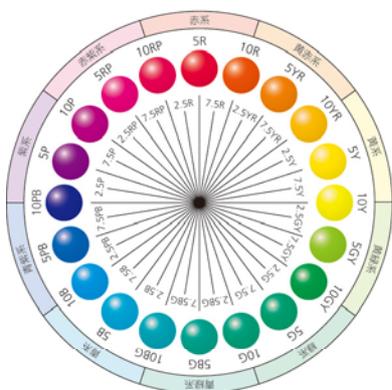
建築物・工作物	配置	周辺への配慮	○地域の特性に沿ったまちなみに配慮した配置とする。
	規模	周辺への配慮	○周囲のまちなみに圧迫感を与えないよう配慮した規模とする。やむを得ず大規模な壁面が生じる場合は、形態や色彩による分節化や緑化、壁面後退等を工夫する。
	形態・意匠・色彩	周辺との調和	○景観資源の周辺では、資源そのもののおもむきを損なわないよう、落ち着きのある形態意匠、色彩を基本とし、過度な装飾や演出を避ける。
		設備類	○室外機や配管などの設備類は、道路や公園等の公共空間から見えない位置への配置に配慮する。やむを得ない場合は、建築物全体と調和したデザインを工夫する。
	素材・色彩	○周囲の景観に調和する色彩とし、環境色彩基準に適合させる。ただし、次のいずれかに該当する場合はこの限りでない。 ・歴史的建造物などに用いられ、長年にわたって受け継がれている固有の色彩を使用する場合 ・着色していない木材、レンガ等の自然素材を用いる場合 ・見付面積5分の1未満の範囲で使用する色彩	
外構・緑化等	敷地の緑化・修景	○敷地境界の緑化に努める。	
開発行為	周辺環境	○周囲の植生の保全に配慮する。	
	造成、切土・盛土	○既存の地形を活かした造成に努め、切土・盛土、擁壁の築造は最小限に抑える。	
	既存樹木・樹林等の保全	○既存の樹木はできる限り保全するよう努める。	
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	周辺環境	○周囲の植生の保全に配慮する。	
	造成、切土・盛土	○既存の地形を活かした造成に努め、切土・盛土、擁壁の築造は最小限に抑える。	
	既存樹木・樹林等の保全	○既存の樹木はできる限り保全するよう努める。	
特定照明	周辺への配慮	○周辺環境への光害とならないよう配慮する。	

表 住宅区域の環境色彩基準

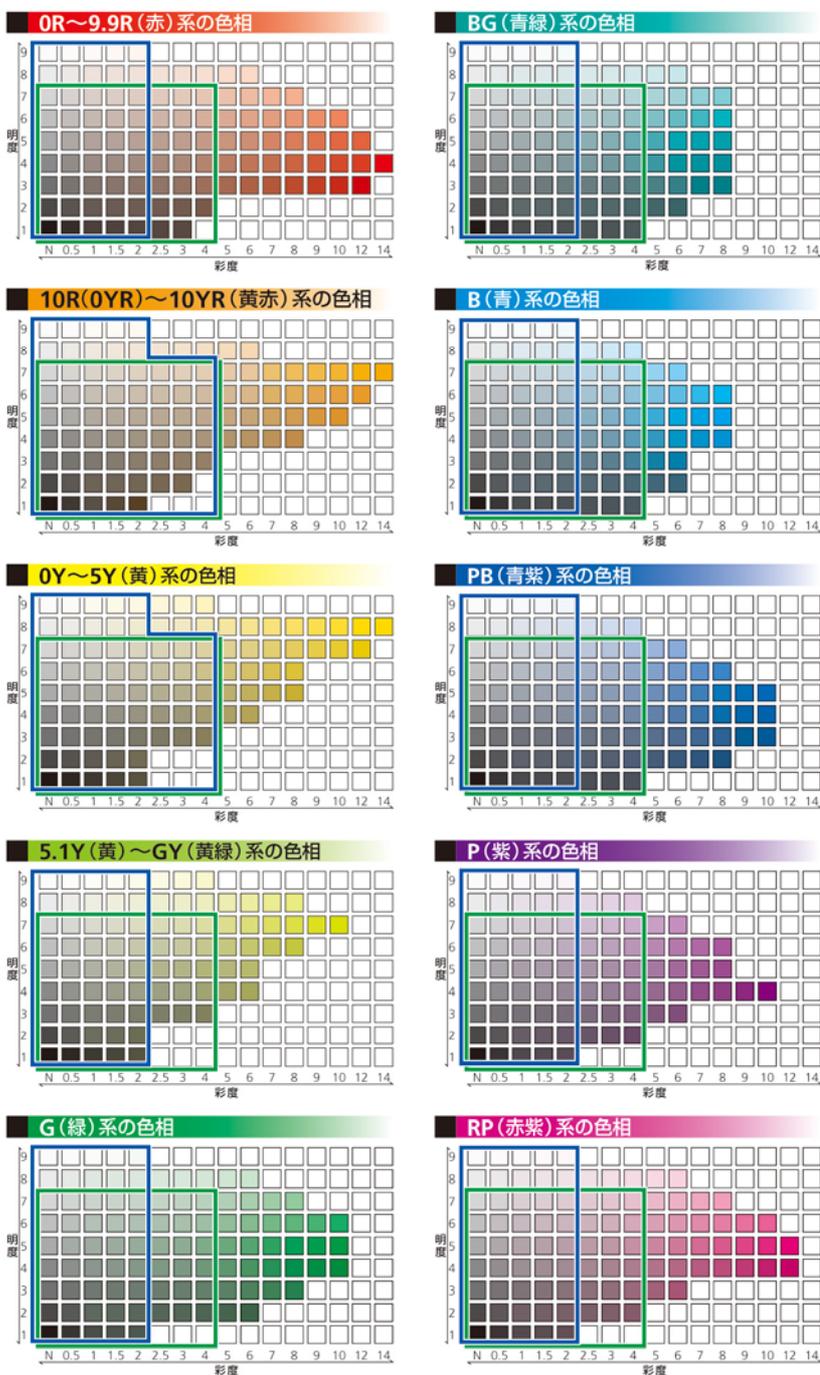
	色相	明度	彩度
建築物の外壁の基調色 工作物の外観の基調色	10R ~ 5Y	8 以上の場合	2 以下
		8 未満の場合	4 以下
	その他	—	2 以下
建築物の屋根	全色相	7 以下	4 以下

図 使用可能な色彩の範囲

豊かな緑に調和した安らぎが感じられる住宅地の色彩景観を形成するために、暖かく穏やかな色彩の範囲を基本とする。



色相 (マンセル色相環)



(3) 商業区域

1) 景観形成の方針

商業区域における景観形成の方針を以下のように定めます。

○連続性のあるまちなみの形成

壁面の位置や形態、色彩などを、隣接する建築物と協調することにより、通りの秩序や連続性のあるまちなみを形成します。

○歩いて楽しいまちなみの形成

通り沿いに樹木や花などの多様な緑があり、建築物の低層部は店舗や事務所などが並びなど、うるおいとにぎわいが感じられるまちなみを形成します。



新栄町のギャラリー通り



市役所東側のナンキンハゼ並木

図 商業区域のイメージ



・壁面の位置や色彩などの協調により、連続性のあるまちなみを形成する

・大規模で長大な壁面を避け、形態や色彩による分節化や緑化等を工夫する

- ・樹木や花により、うるおいのあるまちなみを形成する
- ・設備類は道路や公園等から見えない位置に配置するか、建物全体と調和したデザインとなるように配慮する



・低層部に店舗などが並びにぎわいのあるまちなみを形成する

2) 景観形成基準

商業区域における景観形成基準は下表のとおりとします。

表 商業区域の景観形成基準

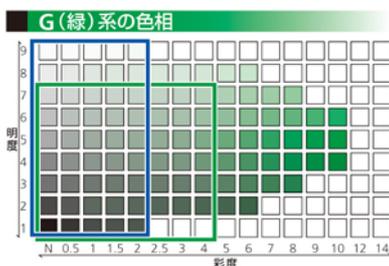
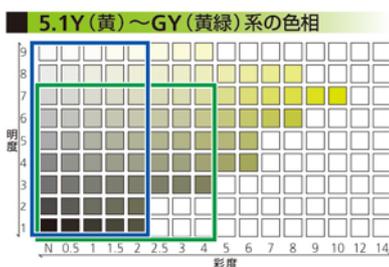
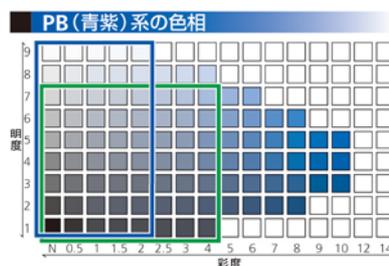
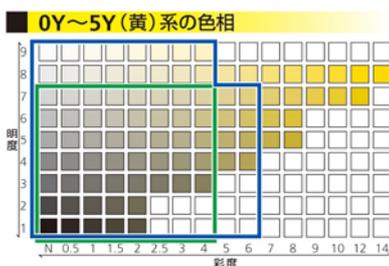
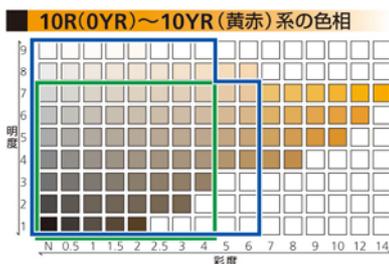
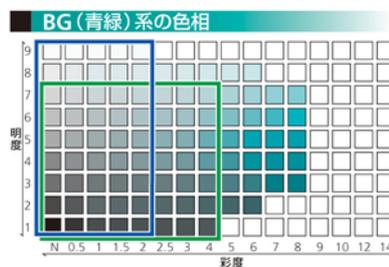
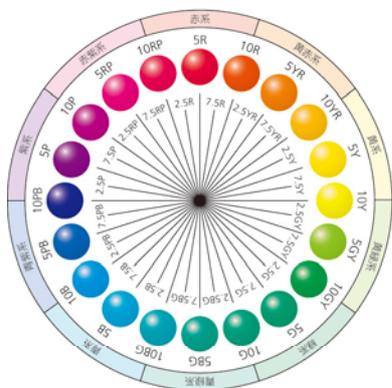
建築物・工作物	配置	周辺への配慮	○地域の特性に沿ったまちなみに配慮した配置とする。
	規模	周辺への配慮	○周囲のまちなみに圧迫感を与えないよう配慮した規模とする。やむを得ず大規模な壁面が生じる場合は、形態や色彩による分節化や緑化、壁面後退等を工夫する。
	形態・意匠・色彩	周辺との調和	○景観資源の周辺では、資源そのもののおもむきを損なわないよう、落ち着きのある形態意匠、色彩を基本とし、過度な装飾や演出を避ける。
		設備類	○室外機や配管などの設備類は、道路や公園等の公共空間から見えない位置への配置に配慮する。やむを得ない場合は、建築物全体と調和したデザインを工夫する。
	素材・色彩	○周囲の景観に調和する色彩とし、環境色彩基準に適合させる。ただし、次のいずれかに該当する場合はこの限りでない。 ・歴史的建造物などに用いられ、長年にわたって受け継がれている固有の色彩を使用する場合 ・着色していない木材、レンガ等の自然素材を用いる場合 ・見付面積5分の1未満の範囲で使用する色彩	
外構・緑化等	敷地の緑化・修景	○敷地境界の緑化に努める。外構の緑化が困難な場合は、屋上緑化や壁面緑化を検討する。	
開発行為	周辺環境	○周囲の植生の保全に配慮する。	
	造成、切土・盛土	○既存の地形を活かした造成に努め、切土・盛土、擁壁の築造は最小限に抑える。	
	既存樹木・樹林等の保全	○既存の樹木はできる限り保全するよう努める。	
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	周辺環境	○周囲の植生の保全に配慮する。	
	造成、切土・盛土	○既存の地形を活かした造成に努め、切土・盛土、擁壁の築造は最小限に抑える。	
	既存樹木・樹林等の保全	○既存の樹木はできる限り保全するよう努める。	
特定照明	周辺への配慮	○周辺環境への光害とならないよう配慮する。	

表 商業区域の環境色彩基準

	色相	明度	彩度
建築物の外壁の基調色 工作物の外観の基調色	10R ~ 5Y	8 以上の場合	4 以下
		8 未満の場合	6 以下
	その他	—	2 以下
建築物の屋根	全色相	7 以下	4 以下

図 使用可能な色彩の範囲

にぎわいの中にも秩序や品格が感じられる商業地の色彩景観を形成するために、派手で、けばけばしい色彩を避けた範囲を基本とする。



凡例	
	外壁基調色の許容範囲
	屋根色の許容範囲

(4) 工業区域

1) 景観形成の方針

工業区域における景観形成の方針を以下のように定めます。

○工業地としての統一感の維持・創出

三池港、浅牟田の工場群、エコタウン等、それぞれの特性に応じて統一感のある工業地景観を形成します。また、明るい色彩を基調とすることにより、安全性や発展性を演出し、まとまりのある工業地景観を形成します。

○緑に包まれた工業地景観の形成

敷地境界部の緑化を積極的に推進し、工業地全体が緑に包まれているように見えるうまいある工業地景観を形成します。



三池港



エコタウン

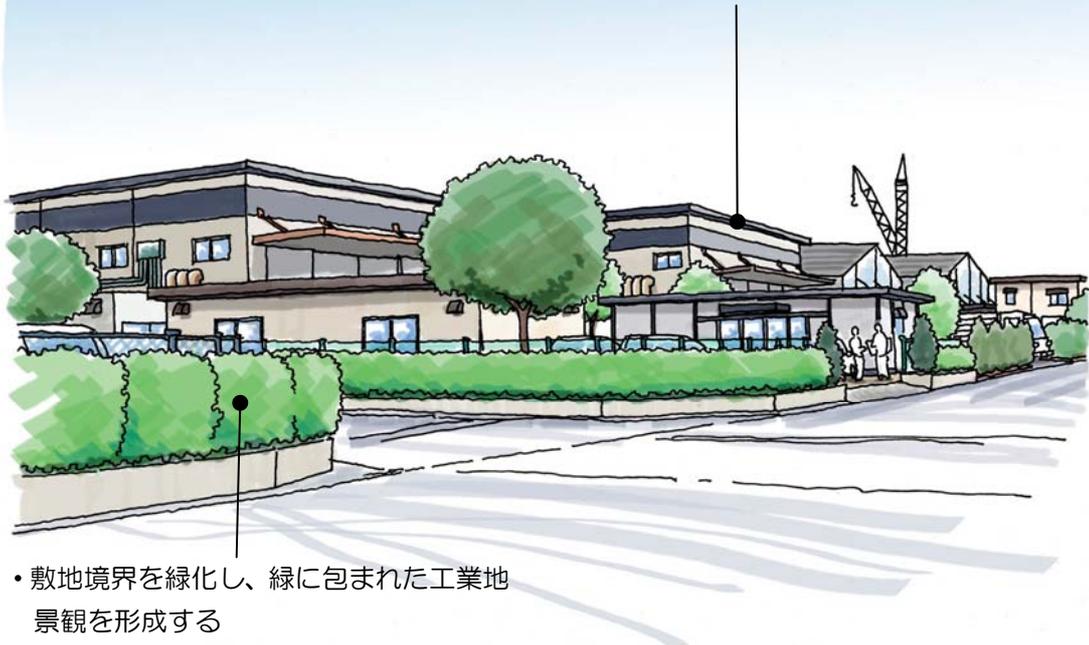


大牟田テクノパーク

図 工業区域のイメージ

- 地区の特性に応じて統一感のある工業景観を形成する

- 周囲と調和した明るく落ち着いた色彩を基本とする



- 敷地境界を緑化し、緑に包まれた工業地景観を形成する

2) 景観形成基準

工業区域における景観形成基準は下表のとおりとします。

表 工業区域の景観形成基準

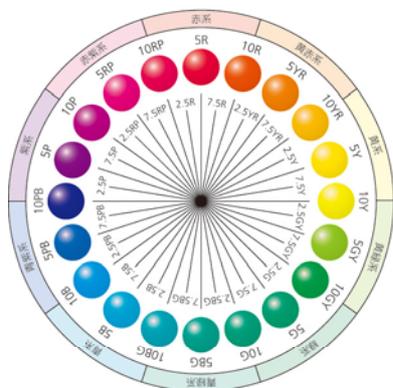
建築物・工作物	配置	周辺への配慮	○住宅地に隣接する工場等は、圧迫感を与えないよう周辺に配慮した配置とする。
	形態・意匠・色彩	周辺との調和	○景観資源の周辺では、資源そのもののおもむきを損なわないよう、落ち着きのある形態意匠、色彩を基本とし、過度な装飾や演出を避ける。
		素材・色彩	○周囲の景観に調和する色彩とし、環境色彩基準に適合させる。ただし、次のいずれかに該当する場合はこの限りでない。 ・歴史的建造物などに用いられ、長年にわたって受け継がれている固有の色彩を使用する場合 ・着色していない木材、レンガ等の自然素材を用いる場合 ・見付面積5分の1未満の範囲で使用する色彩
	外構・緑化等	敷地の緑化・修景	○敷地境界の緑化に努める。
開発行為	周辺環境	○周囲の植生の保全に配慮する。	
	造成、切土・盛土	○既存の地形を活かした造成に努め、切土・盛土、擁壁の築造は最小限に抑える。	
	既存樹木・樹林等の保全	○既存の樹木はできる限り保全するよう努める。	
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	周辺環境	○周囲の植生の保全に配慮する。	
	造成、切土・盛土	○既存の地形を活かした造成に努め、切土・盛土、擁壁の築造は最小限に抑える。	
	既存樹木・樹林等の保全	○既存の樹木はできる限り保全するよう努める。	
特定照明	周辺への配慮	○周辺環境への光害とならないよう配慮する。	

表 工業区域の環境色彩基準

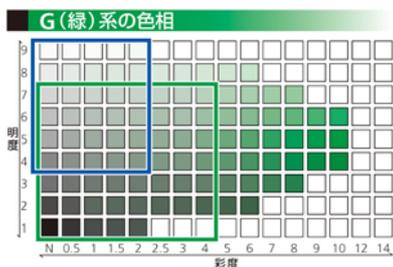
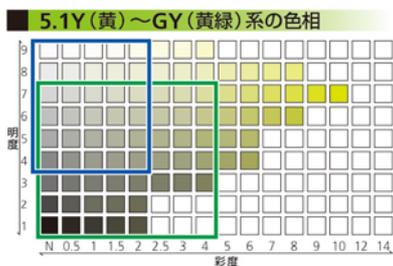
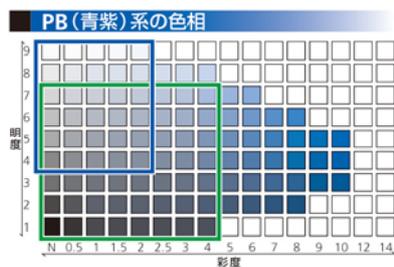
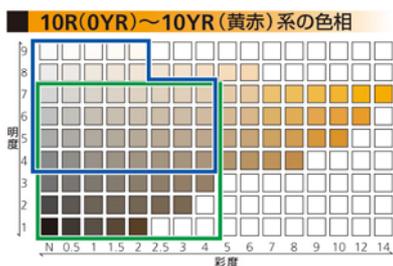
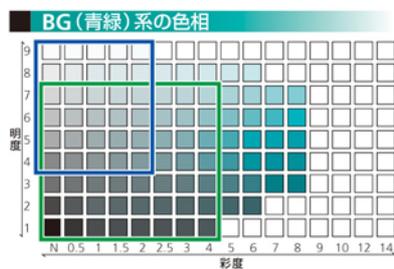
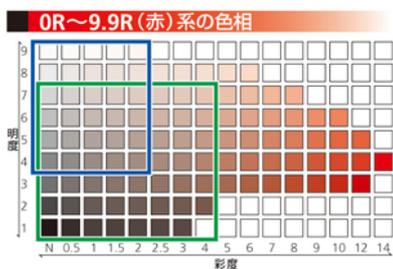
	色相	明度	彩度
建築物の外壁の基調色 工作物の外観の基調色	10R ~ 5Y	8 以上の場合	2 以下
		4 以上 8 未満の場合	4 以下
	その他	4 以上	2 以下
建築物の屋根	全色相	7 以下	4 以下

図 使用可能な色彩の範囲

開放感が感じられる親しみやすい工業地の色彩景観を形成するために、明るく落ち着いた色彩の範囲を基本とする。



色相 (マンセル色相環)



凡例

- 外壁基調色の許容範囲
- 屋根色の許容範囲

(5) 景観形成基準の適用除外

景観計画区域における共通事項として、次のような場合は、景観形成基準の適用除外とします。

- ・ 風致地区など、当該地区の特性を踏まえた景観形成のルールが別途定められている場合。
- ・ 景観審議会等において、景観形成に寄与する又は景観上支障がないと判断された場合。

(6) 届出対象行為

景観計画区域における届出対象行為は下表のとおりとします。また、下表に示す行為のうち、建築物の建築等及び工作物の建設等を特定届出対象行為とします。

表 届出対象行為

対象行為		対象規模
建築物の建築等		高さ 10m以上又は延床面積 1,000 m ² 以上 ただし、劇場、店舗、飲食店、遊技場等は延床面積 500 m ² 以上
工作物の建設等	煙突、コンクリート柱、鉄柱、高架水槽、記念塔等	高さ 10m以上 ただし、電柱をのぞく
	製造施設、貯蔵施設、遊戯施設、自動車車庫、太陽電池発電設備等	高さ 10m以上又は築造面積 3,000 m ² 以上
開発行為		区域面積 1,000 m ² 以上
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更		区域面積 3,000 m ² 以上
特定照明		届出対象となる建築物及び工作物に行われる特定照明の新設、増設、改設又は色彩等の照明方法の変更

* 建築物の建築等：建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（変更部分が見付面積の2分の1を超えるもの）。

* 工作物の建設等：工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（変更部分が見付面積の2分の1を超えるもの）。

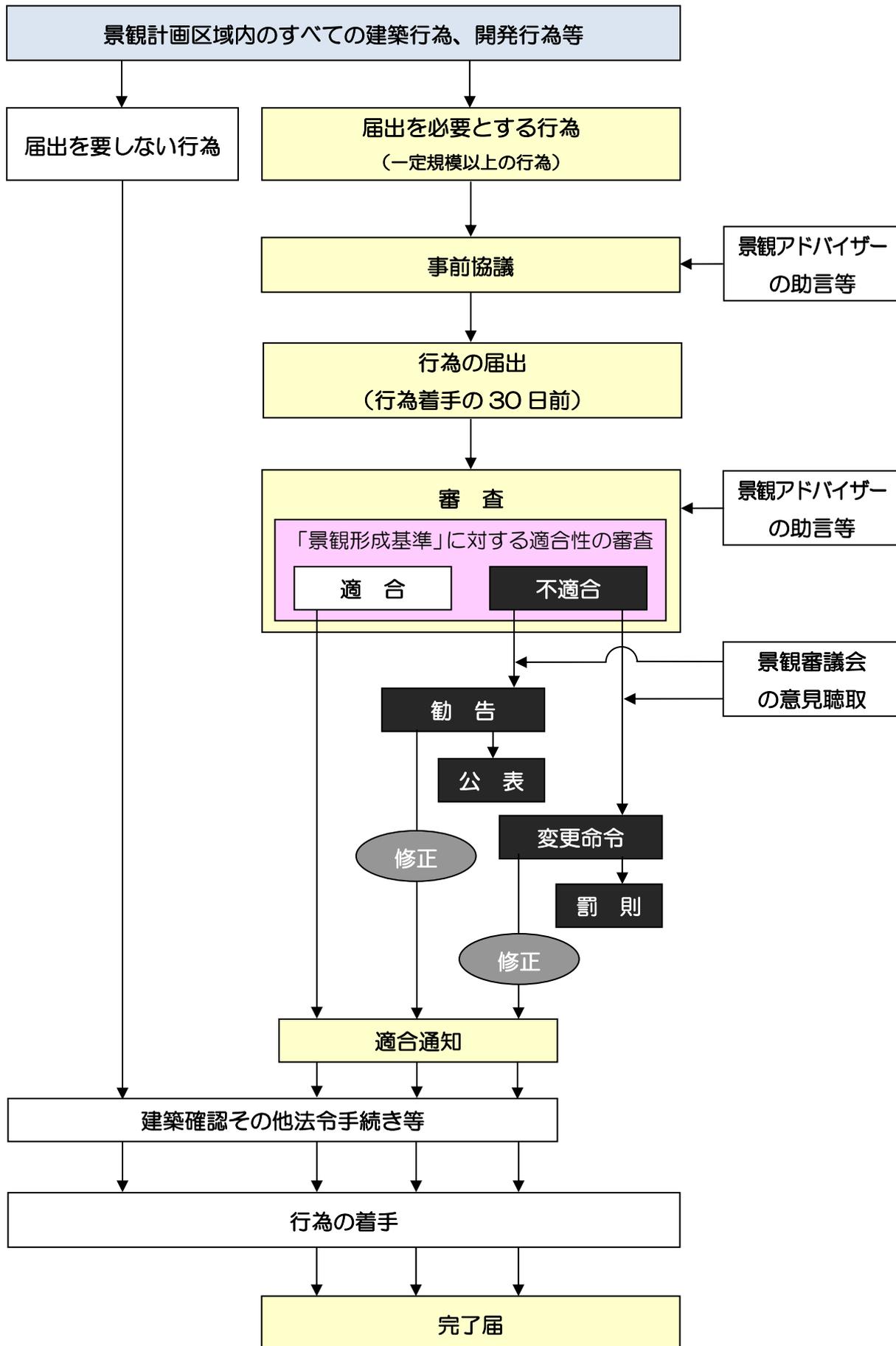
* 開発行為：都市計画法第4条第12項に規定する開発行為。

* 特定照明：夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物の外観について行う照明。ライトアップ。

■届出の対象外となる行為

- 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為（景観法施行令第8条で定めるもの）
 - ・ 地下に設ける建築物又は工作物、仮設の工作物、法令等による義務の履行として行う行為等
- 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- 景観重要建造物が許可を受けて行う行為
- 景観重要公共施設の整備として行う行為
- 文化財保護法に基づく重要文化財や史跡の手続きを経て行う行為
- 福岡県屋外広告物条例の規定に適合する屋外広告物の表示又は設置

図 届出の手続きの流れ



第4章 景観形成重点地区の景観形成

1 景観形成重点地区の指定の方針

景観形成重点地区は、政策として重点的な景観整備を行う地区や住民が主体となって魅力的な景観形成に取り組んでいく地区など景観上重要な地区で、建築行為等に対するきめ細かな基準を定めることにより、積極的に景観の向上を図る地区として指定します。

本計画においては、「宮原坑跡周辺地区」、「旧三池炭鉱専用鉄道敷地区」の2地区を位置づけます。

景観形成重点地区の指定は、住民や事業者等との協議に基づいて行うこととし、今後、地区の特性に応じた個性ある景観形成を目指して必要に応じて拡充を図ります。また、住民の発意により地区指定を目指す場合は、専門家の派遣等の支援を検討します。

なお、住民や事業者等との協議に基づき、法的担保を高めることが必要と認められた場合は、都市計画決定を伴う景観地区に指定します。

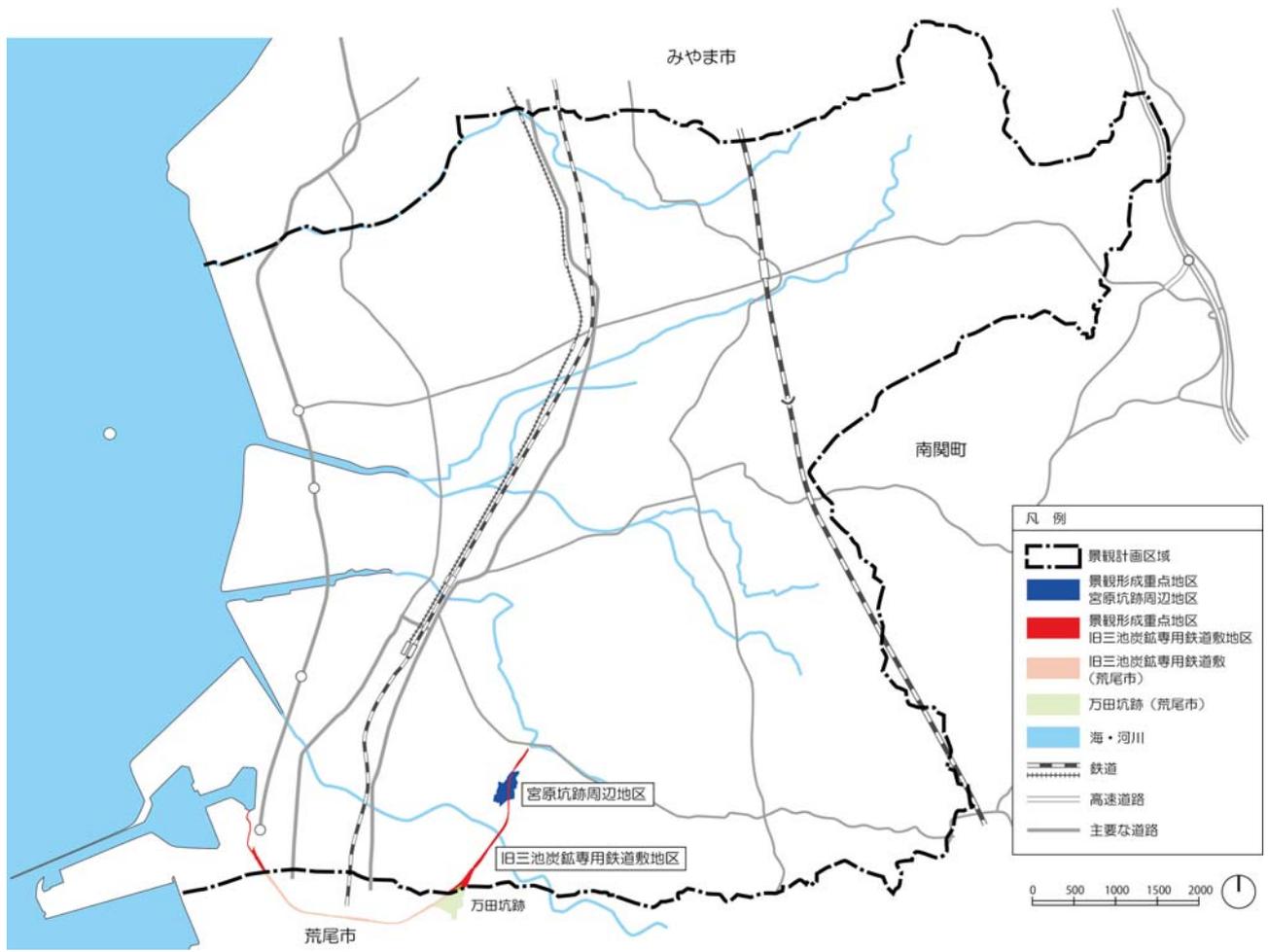
表 景観形成重点地区の指定要件

地区の種類	地区の特徴
ア 市の顔となる地区	<ul style="list-style-type: none"> ・ 駅周辺地区 ・ 産業の拠点となる地区 ・ 地域の拠点となる地区 ・ 交流・観光の拠点となる地区
イ 景観資源と一体となって良好な景観を形成する地区	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歴史的な建造物や樹齢の長い樹木等をシンボルとする地区 ・ 並木道や商店街などの魅力ある通りを形成する地区
ウ 良好な住宅地・集落地景観を保全・形成する地区	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緑豊かなまちなみを保全又は形成する地区 ・ 建築物等の素材や色彩等に統一感のあるまちなみを保全又は形成する地区
エ 市街地の再生や大規模な土地利用変換等を計画的に推進する地区	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市政策上の必要性から創出される開発地 ・ 産業構造の変化などに伴う大規模な土地利用転換地 ・ その他新たな市街地を形成する地区

表 景観形成重点地区の指定地区

	地区名	指定要件
指定地区	宮原坑跡周辺地区	イ
	旧三池炭鉱専用鉄道敷地区	イ

図 景観形成重点地区の対象区域



2 景観形成重点地区の景観形成の方針と行為の制限に関する事項

個別の景観形成重点地区について、地区の特性と基本的な考え方、景観形成の方針、景観形成基準、届出対象行為を定めます。

(1) 宮原坑跡周辺地区

1) 地区の特性と基本的な考え方

三池炭鉱の主力坑の1つとして丘の上に建設され、1898（明治31）年～1931（昭和6）年まで採炭されていた宮原坑跡と周辺の低層住宅地からなる地区です。本地区は、市南部の住宅市街地に位置し、市全域の区分では「住宅区域」に属します。

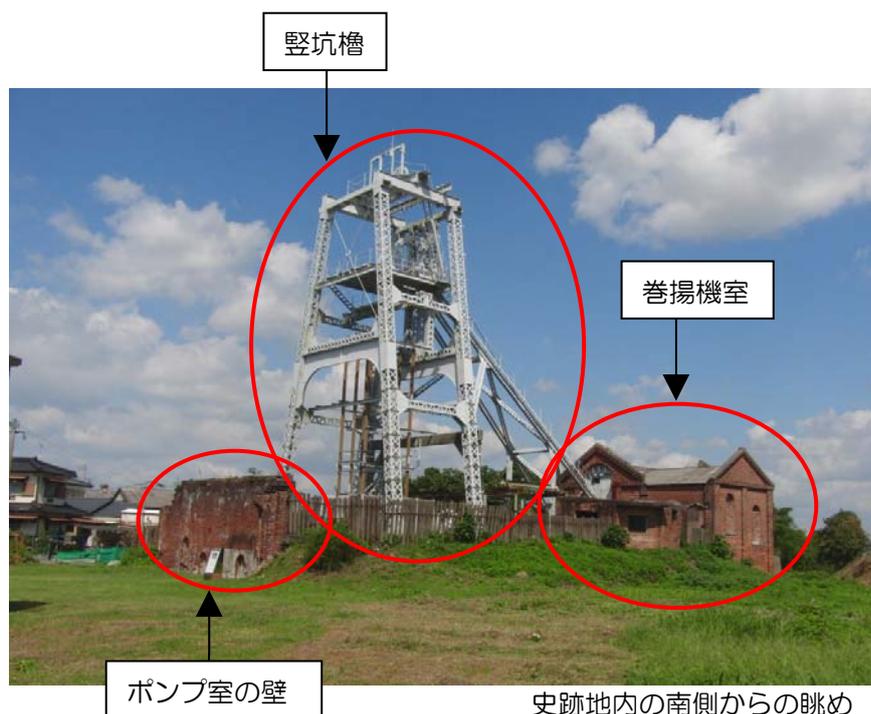
宮原坑跡には、我が国現存最古の鋼鉄製の竪坑櫓（高さ22m）とレンガ造の巻揚機室、湧水対策として設置していたレンガ造ポンプ室の北側の壁が残っている状況です。宮原坑跡の東側には、坑口から三池港へ石炭を運搬していた専用の鉄道敷も残っています。

このうち、竪坑櫓と巻揚機室は国の重要文化財に、これら施設を含む一体の敷地は国の史跡に指定されています。以降、住民及び関係者と協議を行いながら保存・管理に向けた計画を策定し、保存のための整備が進められています。また、史跡地の東側には来訪者用の駐車場も完成し、宮原坑跡全体が一望できる場所となりました。

そこで本地区では、周辺の住宅地と協調しながら、市を代表する歴史的景観資源である宮原坑跡の魅力を高めるような景観形成を目指します。

【宮原坑跡周辺地区の景観形成のテーマ】

日本の近代化を支えた炭鉱産業を象徴する景観
～丘の上に建つ現存最古の鋼鉄製竪坑櫓とレンガ造巻揚機室の姿がシンボルとなる景観～



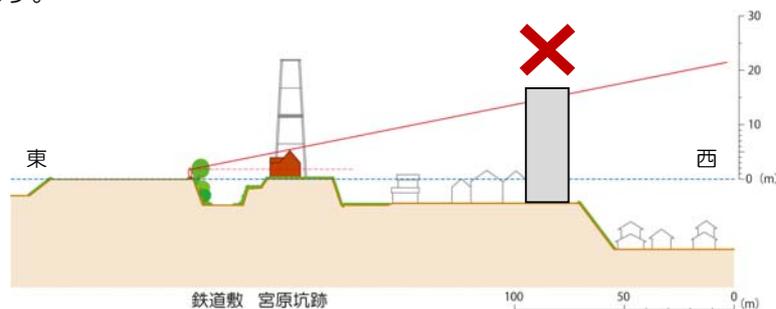
2) 景観形成の方針

地区の特性と基本的な考え方を踏まえ、宮原坑跡周辺地区における景観形成の方針を以下のように定めます。整備・活用の際は、歴史的な価値を保護しつつ、適宜協議・調整を図りながら景観形成を進めていきます。

① 竪坑櫓、巻揚機室のシンボル性を保全するまちなみの形成

○ 宮原坑跡施設によるスカイラインの保全

周囲から宮原坑跡を眺めた際、竪坑櫓と巻揚機室のスカイラインを遮らないようなまちなみを形成します。



○ 落ち着いたある住宅地景観の形成

周囲の丘陵地の緑や巻揚機室のレンガ色等と調和した落ち着いたある住宅地景観を形成します。

② 宮原坑跡施設の保全・活用

○ 鉄道敷と一体となった宮原坑跡の保存

宮原坑跡の東側には、石炭を運搬していた旧三池炭鉱専用鉄道敷が残っていることから、鉄道敷と一体となった宮原坑跡の保存・活用を図ります。

○ ゲート空間の形成

北端の鉄道敷からは、かつて宮原坑跡の敷地内に引き込み線が入っていました。また、南端の東金ヶ坂橋は、駐車場から宮原坑跡に向かう際の入り口となっています。この2箇所をゲート空間として位置づけ、出入口にふさわしい景観を工夫します。

○ 炭鉱施設の雰囲気づくりに配慮した駐車場の整備

来訪者用に整備された駐車場については、今後、炭鉱施設と一体となった雰囲気づくりや来訪者の休憩所などを検討します。

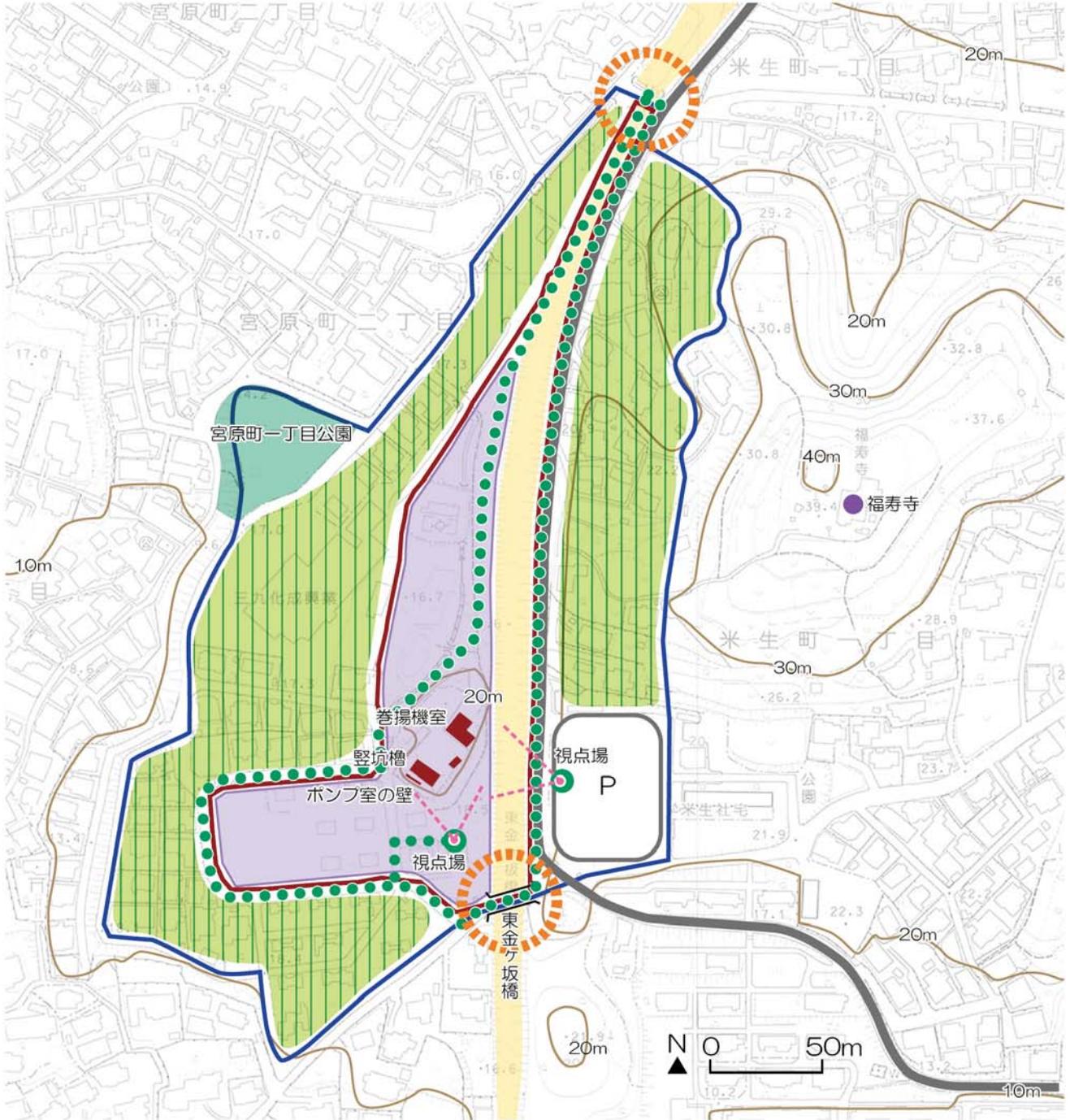
○ 竪坑櫓、巻揚機室、ポンプ室の壁が眺められる視点場の形成

宮原坑跡施設を一望できる宮原坑跡東側の駐車場と史跡地内の南側を、重要な視点場として位置づけ、視点場としての環境を維持・形成します。

○ 引き込み線を活用した散策ネットワークの形成

鉄道敷の保全・活用と整合を図りつつ、かつての引き込み線を活用した散策ネットワークを検討します。

図 宮原坑跡周辺地区の区域と景観形成の方針



① 竪坑櫓、巻揚機室のシンボル性を保全するまちなみの形成

- 宮原坑跡施設によるスカイラインの保全
- 落ち着いた住宅地景観の形成

② 宮原坑跡施設の保全・活用

- 鉄道敷と一体となった宮原坑跡の保存
- ゲート空間の形成
- P 炭鉱施設の雰囲気づくりに配慮した駐車場の整備
- 竪坑櫓、巻上機室、ポンプ場の壁が眺められる視点場の形成
- 引き込み線を活用した散策ネットワークの形成

- 史跡指定地
- 旧三池炭鉱専用鉄道敷
- 街区公園
- 等高線
- 歴史的資源
- 主な視点場
- 対象区域

図 宮原坑跡周辺地区のイメージ

- 宮原坑跡施設の歴史的なおもむきを損なわないよう、落ち着いた形態意匠、色彩を基本とする

- 宮原坑跡施設がシンボルとなるよう、周囲の建築物等の高さは12m以下を原則とする



- 敷地境界を緑化する

- 開発等の際は、切土・盛土、擁壁の築造は最小限に抑える

3) 景観形成基準

宮原坑跡周辺地区における景観形成基準の適用範囲と景観形成基準の内容は、下の図表のとおりとします。なお、旧三池炭鉱専用鉄道敷の景観形成基準等については、P57以降の「(2) 旧三池炭鉱専用鉄道敷地区」で示します。

図 宮原坑跡周辺地区の景観形成基準適用範囲

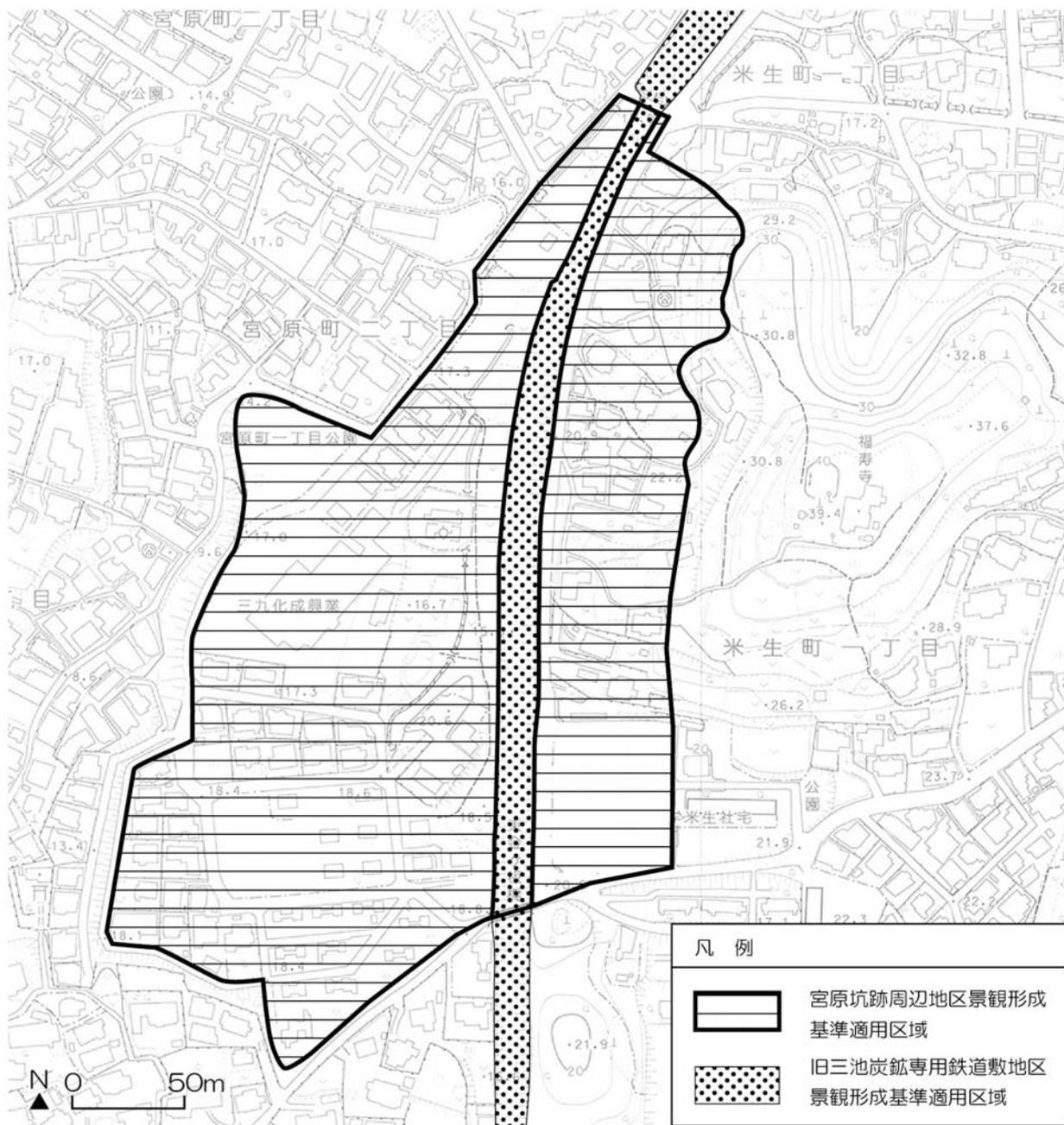


表 宮原坑跡周辺地区の景観形成基準

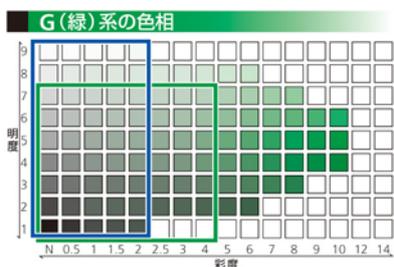
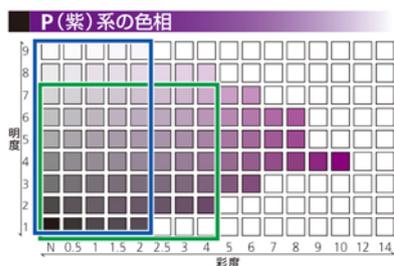
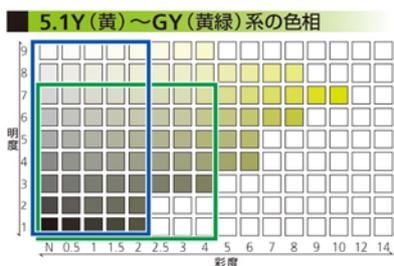
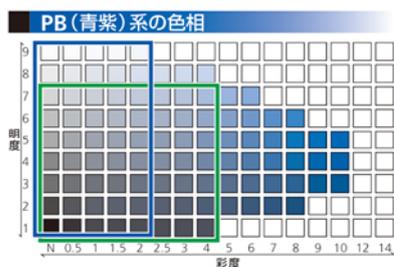
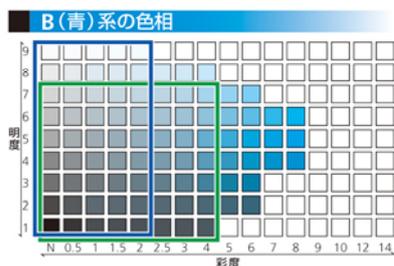
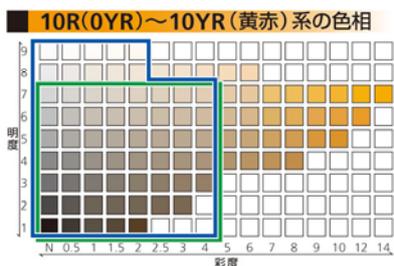
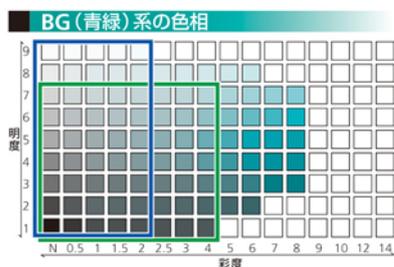
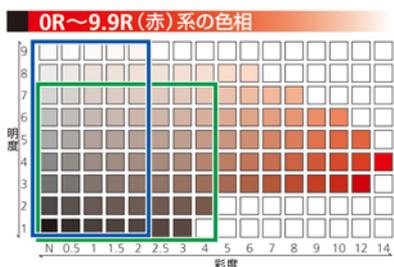
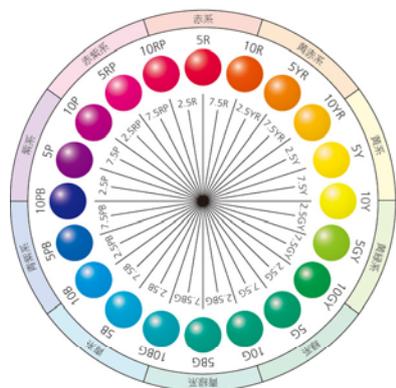
建築物・工作物	配置	周辺への配慮	○周囲の建築物等の配置を踏まえ、地区のまちなみに配慮した配置とする。
	高さ・規模	周辺への配慮	○宮原坑跡施設外の建築物等は高さ 12m以下とする。ただし、主な視点場等から見た際、竪坑櫓や巻揚機室の眺めを阻害しない場合はこの限りでない。 ○周囲のまちなみに圧迫感を与えないよう配慮した規模とする。やむを得ず大規模な壁面が生じる場合は、形態や色彩による分節化や緑化、壁面後退等を工夫する。
	形態・意匠・色彩	周辺との調和	○宮原坑跡施設の歴史的なおもむきを損なわないよう、落ち着いたある形態意匠、色彩を基本とし、過度な装飾や巻揚機室・竪坑櫓を安易に模倣した形態意匠は避ける。
		設備類	○室外機や配管などの設備類は、道路や公園等の公共空間から見えない位置への配置に配慮する。やむを得ない場合は、建築物全体と調和したデザインを工夫する。
		素材・色彩	○周囲の景観に調和する色彩とし、環境色彩基準に適合させる。ただし、次のいずれかに該当する場合はこの限りでない。 ・歴史的建造物などに用いられ、長年にわたって受け継がれている固有の色彩を使用する場合 ・宮原坑跡施設より目立たない範囲で、着色していない木材、レンガ等の自然素材を用いる場合 ・見付面積5分の1未満の範囲で使用する色彩
外構・緑化等	敷地の緑化・修景	○敷地境界の緑化に努める。	
開発行為	周辺環境	○周囲の植生の保全に配慮する。	
	造成、切土・盛土	○既存の地形を活かした造成に努め、切土・盛土、擁壁の築造は最小限に抑える。	
	既存樹木・樹林等の保全	○既存の樹木はできる限り保全するよう努める。	
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	周辺環境	○周囲の植生の保全に配慮する。	
	造成、切土・盛土	○既存の地形を活かした造成に努め、切土・盛土、擁壁の築造は最小限に抑える。	
	既存樹木・樹林等の保全	○既存の樹木はできる限り保全するよう努める。	
特定照明	周辺への配慮	○周辺環境への光害とならないよう配慮する。	

表 宮原坑跡周辺地区の環境色彩基準

	色相	明度	彩度
建築物の外壁の基調色 工作物の外観の基調色	10R ~ 5Y	8 以上の場合	2 以下
		8 未満の場合	4 以下
	その他	—	2 以下
建築物の屋根	全色相	7 以下	4 以下

図 使用可能な色彩の範囲

周囲の丘陵地の緑や巻揚機室のレンガ色と調和した景観を保全するために、暖かく穏やかな色彩の範囲を基本とする。



凡例

- 外壁基調色の許容範囲
- 屋根色の許容範囲

4) 景観形成基準の適用除外

次のような場合は、景観形成基準の適用除外とします。

- 風致地区など、当該地区の特性を踏まえた景観形成のルールが別途定められている場合。
- 景観審議会等において、景観形成に寄与する又は景観上支障がないと判断された場合。

5) 届出対象行為

宮原坑跡周辺地区における届出対象行為は下表のとおりとします。また、下表に示す行為のうち、建築物の建築等及び工作物の建設等を特定届出対象行為とします。

表 宮原坑跡周辺地区の届出対象行為

対象行為		対象規模
建築物の建築等		高さ 10m以上又は延床面積 500 m ² 以上
工作物の建設等	擁壁等	高さ 2m以上
	煙突、コンクリート柱、鉄柱、高架水槽、記念塔等	高さ 10m以上
	製造施設、貯蔵施設、遊戯施設、自動車車庫、太陽電池発電設備等	高さ 10m以上又は築造面積 3,000 m ² 以上
	橋梁等	長さ 15m以上
開発行為		区域面積 1,000 m ² 以上
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更		区域面積 1,000 m ² 以上
特定照明		届出対象となる建築物及び工作物に行われる特定照明の新設、増設、改設又は色彩等の照明方法の変更

- * 建築物の建築等：建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（変更部分が見付面積の2分の1を超えるもの）。
- * 工作物の建設等：工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（変更部分が見付面積の2分の1を超えるもの）。
- * 開発行為：都市計画法第4条第12項に規定する開発行為。
- * 特定照明：夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物の外観について行う照明。ライトアップ。

■届出の対象外となる行為

- 通常管理行為、軽易な行為その他の行為（景観法施行令第8条で定めるもの）
 - 地下に設ける建築物又は工作物、仮設の工作物、法令等による義務の履行として行う行為等
- 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- 景観重要建造物が許可を受けて行う行為
- 景観重要公共施設の整備として行う行為
- 文化財保護法に基づく重要文化財や史跡の手続きを経て行う行為
- 福岡県屋外広告物条例の規定に適合する屋外広告物の表示又は設置

(2) 旧三池炭鉱専用鉄道敷地区

1) 地区の特性と基本的な考え方

旧三池炭鉱専用鉄道敷は、宮原坑跡、万田坑跡をはじめとする各坑口から三池港までを結び、石炭や資材などを輸送するための重要な基盤施設として、1905（明治 38）年に全線開通しました。

本地区は、本市の市街地を環状に結ぶように立地し、一部は熊本県荒尾市を通過しています。市全域の区分では「山と田園区域」、「住宅区域」、「工業区域」をまたいでいます。

石炭等を安全に運搬するため、切り土、盛り土により、起伏の少ない鉄道敷となるよう整備され、この形状は当時のまま残っていますが、レールは撤去され、一部に枕木のみが残っている状況です。

また、敷地内には、ガス管等が露出している箇所があり、現状では一般の人々は利用できませんが、将来的には散策可能な空間づくりを目指しています。

そこで、地区内の各施設の管理者と連携を図りながら、石炭の採炭拠点であった宮原坑跡や万田坑跡、積出港であった三池港の価値を高める旧三池炭鉱専用鉄道敷の連続した鉄道景観の保全・整備を目指します。

【旧三池炭鉱専用鉄道敷地区の景観形成のテーマ】

炭鉱産業の採炭・運搬・積出の流れを伝える鉄道景観
～宮原坑跡、万田坑跡と三池港を結ぶ鉄道敷の連続した景観～



東金ヶ坂橋から眺める鉄道敷と宮原坑跡

図 旧三池炭鉱専用鉄道敷地区の区域（宮原・万田区間）

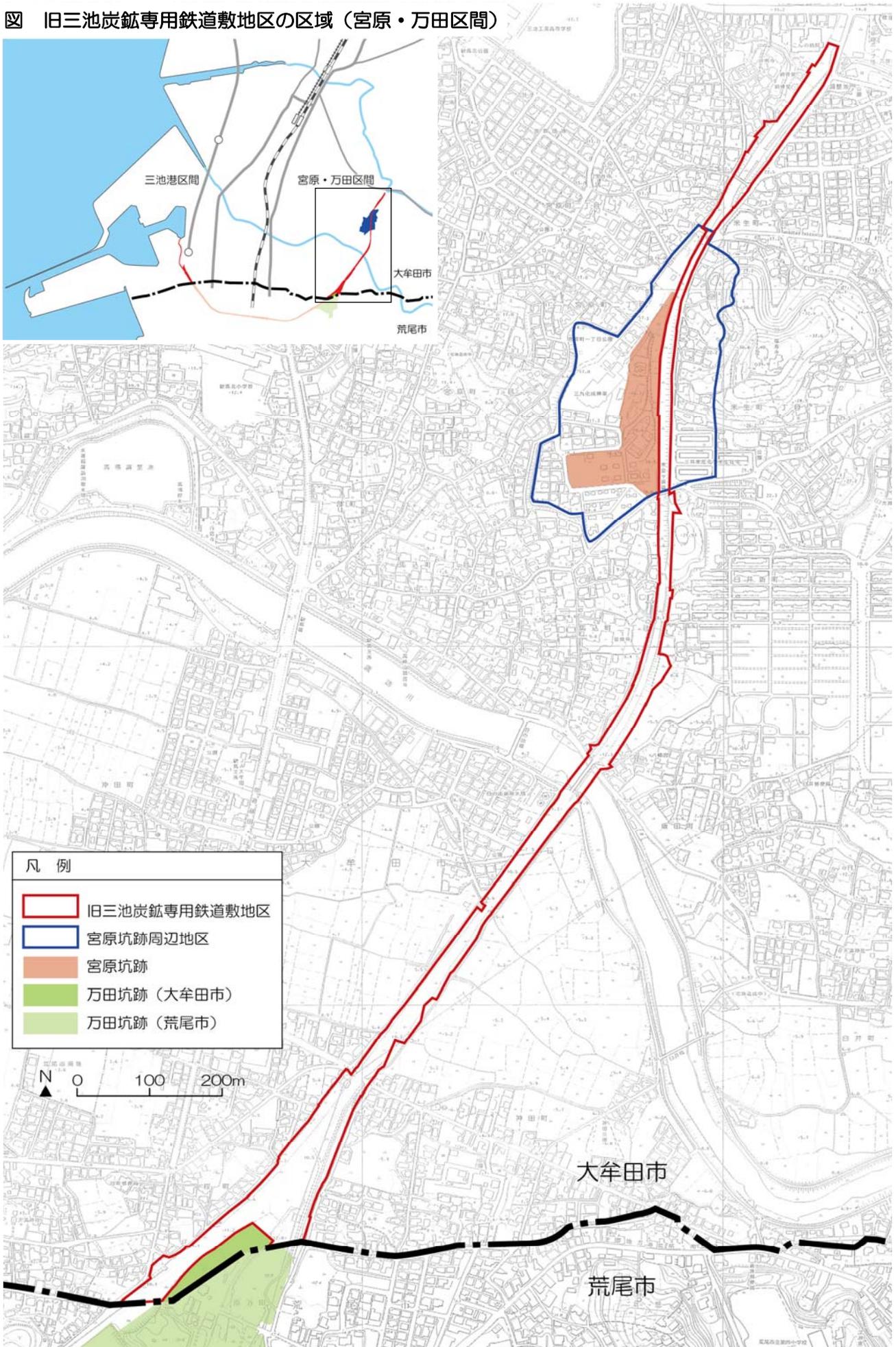
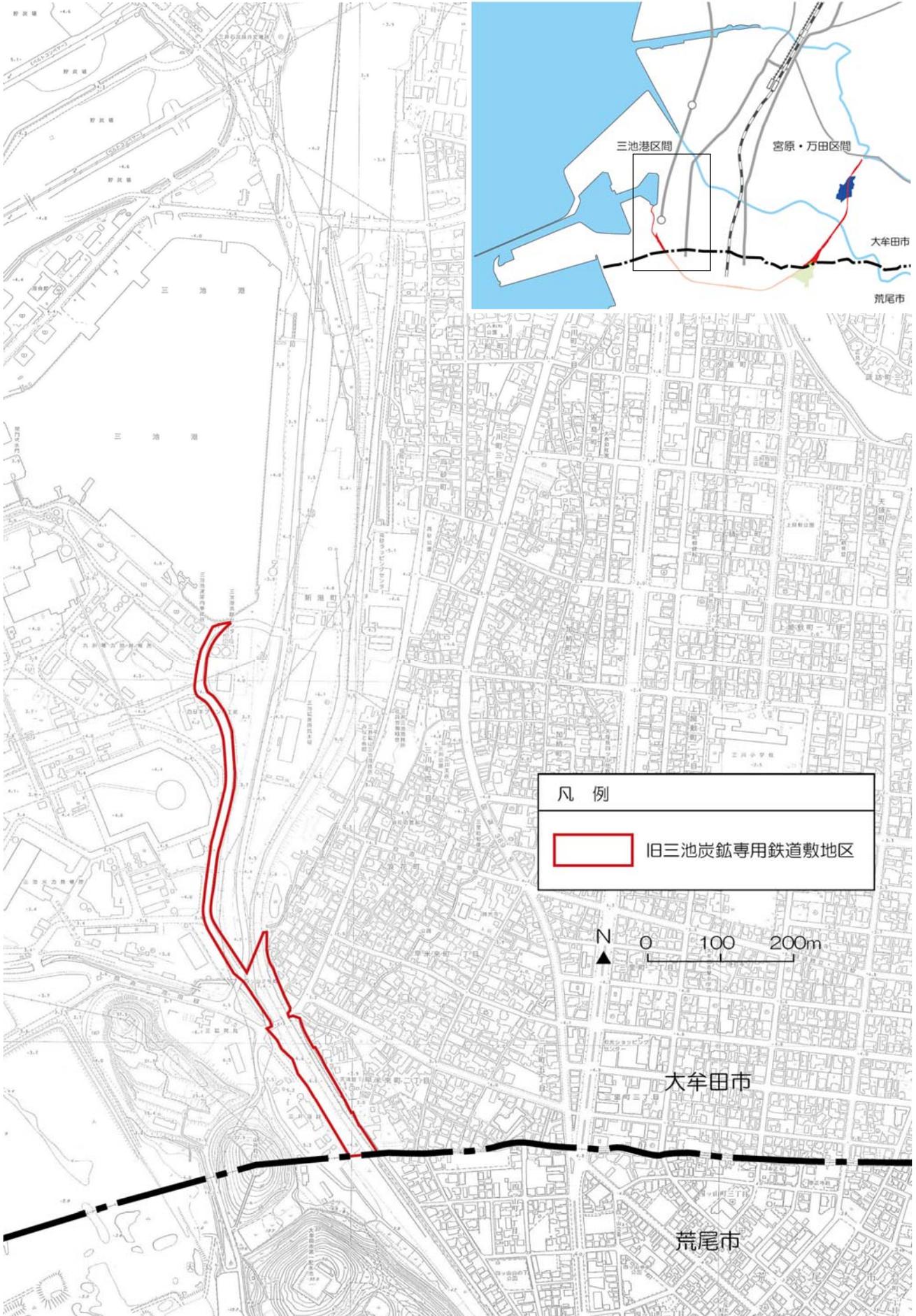


図 旧三池炭鉱専用鉄道敷地区の区域（三池港区間）



2) 景観形成の方針

地区の特性と基本的な考え方を踏まえ、旧三池炭鉱専用鉄道敷地区における景観形成の方針を以下のように定めます。整備・活用の際は、歴史的な価値を保護しつつ、適宜協議・調整を図りながら景観形成を進めていきます。

●連続した鉄道敷景観の保全・活用

○宮原坑跡、万田坑跡、三池港と一体となった鉄道敷の保存

宮原坑跡、万田坑跡から採炭された石炭が鉄道で運搬され、三池港から積み出されていた炭鉱産業のシステムを後世に伝えるため、宮原坑跡、万田坑跡、三池港と一体となった鉄道敷の保存・活用を図ります。

○鉄道敷への歩行者の安全なアクセス路確保

歩行者が、道路から鉄道敷に安全にアクセスできるポイントを設定し、散策可能な場所へ誘導します。

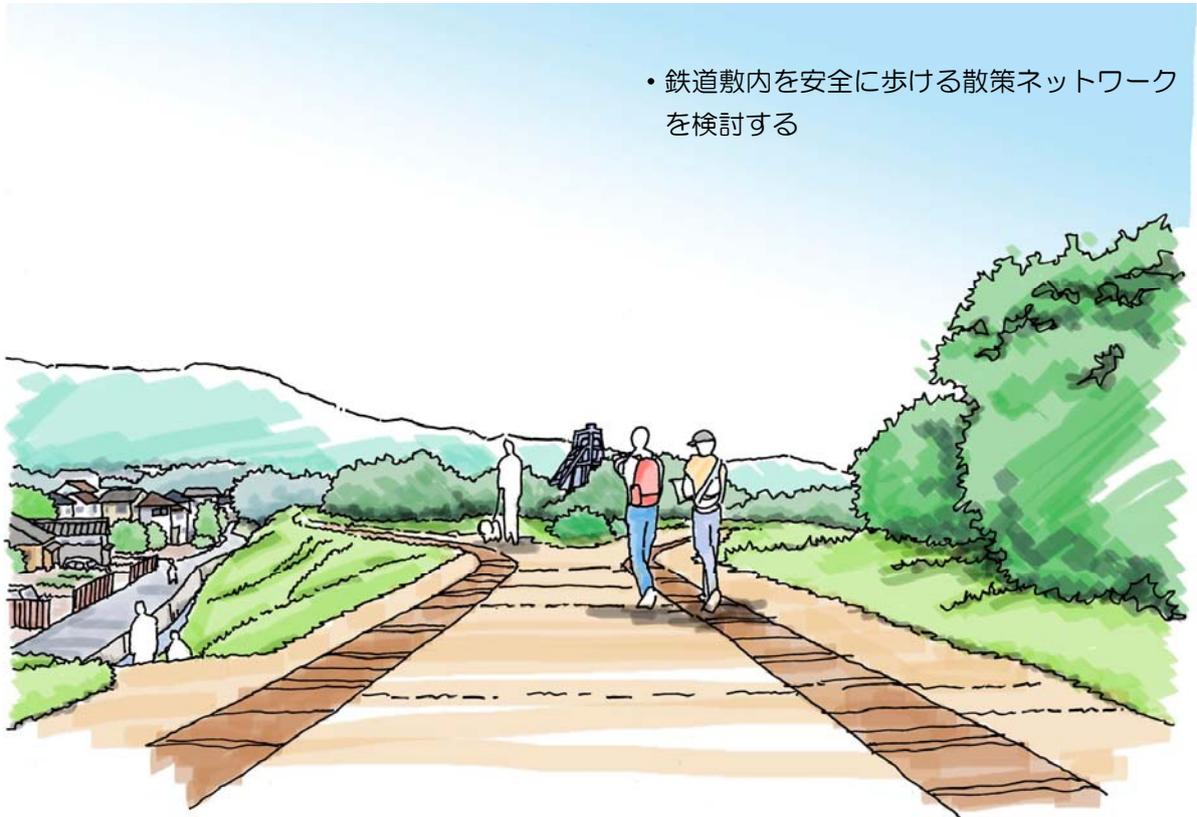
○鉄道敷を安全に歩ける散策ネットワークの形成

既存の鉄塔やパイプライン等との共存に配慮しつつ、鉄道敷内を安全に歩ける散策ネットワークを検討します。

○鉄道敷の線形を眺められる視点場の形成

鉄道敷の線形がよくわかる場所や、宮原坑跡、万田坑跡が鉄道敷でつながっている様子がわかる場所を視点場として位置づけます。

図 旧三池炭鉱専用鉄道敷地区のイメージ



• 鉄道敷内を安全に歩ける散策ネットワークを検討する

• 鉄道敷へのアクセス路や散策路など、鉄道敷の活用のための土地の形質の変更は最小限に抑える

3) 景観形成基準

旧三池炭鉱専用鉄道敷地区における景観形成基準は、下表のとおりとします。

表 旧三池炭鉱専用鉄道敷地区の景観形成基準

建築物・工作物	配置	周辺への配慮	○鉄道敷の連続性や歩行者空間として利用する場合に配慮し、煩雑にならないよう、工作物は一定の位置に配置する。
	形態・意匠・色彩	周辺との調和	○鉄道敷の歴史的なおもむきを損なわないよう、落ち着いた形態意匠、色彩を基本とし、過度な装飾や既存景観資源の形態意匠の安易な模倣は避ける。
		素材・色彩	○周囲の景観に調和する色彩とし、環境色彩基準に適合させる。ただし、次のいずれかに該当する場合はこの限りでない。 <ul style="list-style-type: none"> ・歴史的建造物などに用いられ、長年にわたって受け継がれている固有の色彩を使用する場合 ・着色していない木材、レンガ等の自然素材を用いる場合 ・見付面積5分の1未満の範囲で使用する色彩
	緑化	緑化・修景	○緑化の際は、周囲の植生に配慮し、在来の樹木や花を用いるよう努める。
開発行為		周辺環境	○周囲の植生の保全に配慮する。
		造成、切土・盛土	○既存の地形を活かした造成に努め、切土・盛土、擁壁の築造は最小限に抑える。
		既存樹木・樹林等の保全	○既存の樹木はできる限り保全するよう努める。

■旧三池炭鉱専用鉄道敷地区の環境色彩基準について

旧三池炭鉱専用鉄道敷地区の環境色彩基準は、当該届出行為が含まれる区域の環境色彩基準を適用するものとします。（山と田園区域：P33、住宅区域：P36、工業区域：P42 参照）

4) 景観形成基準の適用除外

次のような場合は、景観形成基準の適用除外とします。

- 風致地区など、当該地区の特性を踏まえた景観形成のルールが別途定められている場合。
- 景観審議会等において、景観形成に寄与する又は景観上支障がないと判断された場合。

5) 届出対象行為

旧三池炭鉱専用鉄道敷地区における届出対象行為は下表のとおりとします。また、下表に示す行為のうち、建築物の建築等及び工作物の建設等を特定届出対象行為とします。

表 旧三池炭鉱専用鉄道敷地区の届出対象行為

対象行為		対象規模
建築物の建築等		すべて
工作物の建設等	擁壁等	すべて
	煙突、コンクリート柱、鉄柱、高架水槽、記念塔等	すべて
	橋梁等	すべて
開発行為		すべて

* 建築物の建築等：建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（変更部分が見付面積の2分の1を超えるもの）。

* 工作物の建設等：工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（変更部分が見付面積の2分の1を超えるもの）。

* 開発行為：都市計画法第4条第12項に規定する開発行為。

■届出の対象外となる行為

- 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為（景観法施行令第8条で定めるもの）
 - 地下に設ける建築物又は工作物、仮設の工作物、法令等による義務の履行として行う行為等
- 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- 景観重要建造物が許可を受けて行う行為
- 景観重要公共施設の整備として行う行為
- 文化財保護法に基づく重要文化財や史跡の手続きを経て行う行為
- 福岡県屋外広告物条例の規定に適合する屋外広告物の表示又は設置

第5章 景観資源等の活用に関する事項

1 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針

本市の景観資源のうち、特に本市の自然や歴史などを語るうえで欠かせないものを景観重要建造物又は景観重要樹木として指定し、保全・活用していきます。

(1) 景観重要建造物の指定の方針

景観重要建造物は、道路や公共の場所から容易に眺めることができるもので、次の要件のいずれかに該当する建造物について、所有者の同意等を得たうえで指定します。

●景観重要建造物の指定要件

- ア 地域の自然、歴史、文化、産業等の特徴を感じさせるもの
- イ 優れたデザインを有し、地域のシンボルとして良好な景観形成に寄与するもの
- ウ 地域の目印となるなど、景観形成上重要な場所に位置するもの

表 景観重要建造物の指定候補例

	項目	備考
景観重要建造物の指定候補例	炭鉱の歴史、文化等を伝える建造物のうち、特に重要なもの	
	多くの市民に、親しまれ利用されている建造物のうち、特に重要なもの	
	国登録有形文化財（建造物）	指定要件に該当するものの中から個別に指定
	県指定有形文化財（建造物）	指定要件に該当するものの中から個別に指定
	市指定有形文化財（建造物）	指定要件に該当するものの中から個別に指定



旧三井港倶楽部



旧長崎税関三池税関支署

(2) 景観重要樹木の指定の方針

景観重要樹木は、道路や公共の場所から容易に眺めることができるもので、次の要件のいずれかに該当する樹木について、所有者の同意等を得たうえで指定します。

●景観重要樹木の指定要件

- ア 地域の植生、歴史、文化、産業等の特徴を感じさせるもの
- イ 樹高や樹形に特徴があり、地域のシンボルとして良好な景観形成に寄与するもの
- ウ 地域の目印となるなど、景観形成上重要な場所に位置するもの

表 景観重要樹木の指定候補例

	項目	備考
景観重要樹木の指定候補例	多くの市民に、親しまれ利用されている土地に存する樹木のうち、特に重要なもの	
	県指定天然記念物を構成する樹木のうち主要なもの	指定要件に該当するものの中から個別に指定
	市指定天然記念物を構成する樹木のうち主要なもの	指定要件に該当するものの中から個別に指定
	市指定保存樹・保存樹林を構成する樹木のうち主要なもの	指定要件に該当するものの中から個別に指定



鳥塚の樹林



普光寺の臥龍梅



大牟田警察署前のナンキンハゼ並木



宮浦石炭記念公園前のメタセコイヤ並木

2 景観重要公共施設の整備に関する事項

公共施設は、不特定多数の人々が利用し、まちの骨格や地域のシンボルとなることが多いことから、良好な景観を形成する上で非常に重要な役割を担っています。そこで、公共施設の整備が本市の景観形成のお手本となるよう、基本的な整備方針を定めます。

さらに、道路や河川、公園などのうち、景観資源の活用や観光振興等のために特に景観への配慮が必要な公共施設を、景観重要公共施設として位置づけ、当該公共施設とその周辺の建築物等の土地利用が一体となった良好な景観形成を図ります。

(1) 公共施設の整備方針

本市において公共施設整備を行う際は、本計画の内容を遵守するものとします。

また、本市の景観に大きな影響を与える大規模な施設や地域の中心となる主要な施設に対する公共施設の整備方針を以下のように定めます。

表 公共施設の整備方針

整備方針
○地域の特性や周囲の景観資源の特徴などを読み取り、生態系や歴史・文化を尊重し、まちの魅力を高める整備計画を立案する。
○既存の地形や樹木は、できる限り保全するよう努める。
○周辺の自然環境やまちなみと調和した形態意匠、素材、色彩に配慮する。
○景観資源を容易に眺めることができる場所では、透過性の高い柵や樹木の剪定などを工夫し、見通しを確保するよう努める。

(2) 景観重要公共施設の設定方針

景観重要公共施設は、次の要件のいずれかに該当するものを位置づけることとします。

●景観重要公共施設の設定方針

- | | |
|---|--------------------------------|
| ア | 本市の骨格を形づくる公共施設 |
| イ | 景観形成重点地区内の公共施設 |
| ウ | 景観資源となっている公共施設またはその周辺に位置する公共施設 |

表 景観重要公共施設

	名 称	対象区間等
景観重要道路	国道 208 号	全区間
	有明海沿岸道路（国道 208 号バイパス）	全区間
	国道 389 号	全区間
	主要地方道南関大牟田北線	全区間
	主要地方道大牟田川副線	全区間
	主要地方道大牟田高田線	全区間
	主要地方道大牟田南関線	全区間
	主要地方道大牟田植木線	全区間
景観重要河川	隈川	全区間
	白銀川	全区間
	堂面川	全区間
	大牟田川	全区間
	諏訪川	全区間
景観重要公園	延命公園	
	諏訪公園	

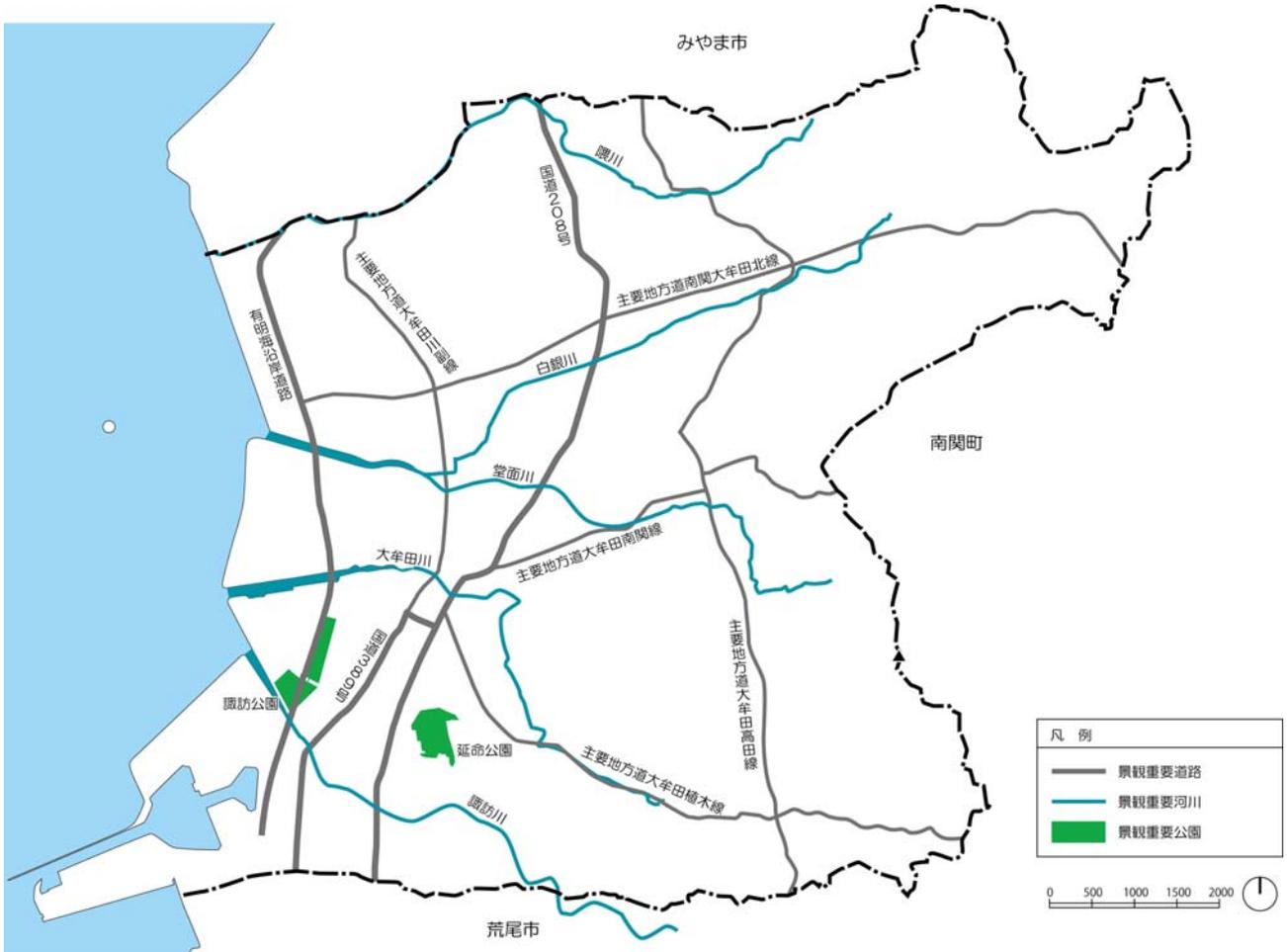


国道 208 号



堂面川

図 景観重要公共施設



有明海沿岸道路、国道 389 号、諷訪川、諷訪公園

(3) 景観重要公共施設の整備方針

景観重要公共施設の整備方針を以下のように定めます。

1) 景観重要道路

整備方針
<ul style="list-style-type: none">○国道 208 号及び有明海沿岸道路の道路附属物等については、管理者が制定した色彩・デザイン指針等に基づき、良好な景観形成を推進するものとする。○区域毎の景観形成に配慮した形態意匠、色彩とし、連続性のある区間では、同一の規格・仕様となるよう努める。○橋梁等については、周囲に溶け込む形態意匠や色彩となることが望ましい場合があるため、地域住民等との合意形成に努める。○歩道や法面等については、周辺景観との調和に努める。○標識柱、照明柱、信号柱、分電盤などは、煩雑にならないように配置し、できる限り集約化を図るよう努める。

2) 景観重要河川

整備方針
<ul style="list-style-type: none">○動植物が生息可能な河川環境の保全に努め、特に貴重な動植物が生息する箇所については、その生態系に配慮する。○地域で親しまれ、景観資源となっている橋や緑地等については、治水利水計画支障のない範囲で保全・活用に努める。○構造物を設置する際は、地域の景観特性を踏まえ、周辺景観との調和に配慮した形態意匠、色彩とする。

3) 景観重要公園

整備方針
<ul style="list-style-type: none">○樹木の伐採は最小限にとどめ、保全植栽は地域の植生に基づいて樹種を選定する。○サインを設置する際は、既存サインとの一体化や、色彩の統一に努める。

3 屋外広告物の表示等に関する方針

屋外広告物は、良好な景観を形成するための重要な要素です。

現在、本市では、福岡県が定めている「福岡県屋外広告物条例」に基づいて、屋外広告物の規制を行っています。しかし、「福岡県屋外広告物条例」は県全体を対象とし、広告物の大きさや高さ等を中心とした規制となっているため、今後は、広告物の規格に加え、周辺環境と調和した形態意匠や色彩など、本市の特性に応じたルールを検討していく必要があります。

そこで、景観形成の目標と基本方針に基づき、周囲の自然環境や建築物等と調和した屋外広告物の表示又は設置の推進に向けて、屋外広告物の表示等に関する方針を以下のように定めます。

なお、「大牟田市屋外広告物条例」の制定に取り組む際は、以下の方針を基本として必要な許可基準等を定めるものとします。

●屋外広告物の表示等に関する方針

- 広告物の表示面積、高さは、掲出する地域や地区の特性を踏まえ、必要最小限のものとする。
- 広告物の形態意匠、色彩は、周囲の自然環境や建築物等と調和したものとする。
- 集約化を図るなど、設置箇所は最小限にとどめる。特に、主要な交差点などに掲出する場合は、共同化・集合化を図る。
- 住宅地や集落地では、ネオンや点滅、動光を伴う広告物は設置しないよう努める。

第6章 景観形成の推進について

1 市民・事業者・行政の役割

市民・事業者・行政の協働による景観形成を推進するため、各主体の役割を次のように定めます。

(1) 市民の役割

良好な景観の形成には、市民が、自分たちのまちをより良いものにしていこうという意識を持つことが大切です。

そのため、市民は、自らの普段の活動が良好な景観の形成に重要な役割を果たすことを認識し、景観に対する関心及び理解を深め、積極的に良好な景観の形成に努めるものとします。

また、本市が実施する良好な景観の形成に関する施策に積極的に参加、協力するよう努めるものとします。

(2) 事業者の役割

事業者は、地域社会の一員として、良好な景観の形成に貢献することが期待されています。

そのため、事業者は、自らの事業活動が良好な景観の形成に重要な役割を果たすことを認識し、その事業活動の実施にあたっては、専門的知識、経験等を活用し、積極的に良好な景観の形成に努めることが必要です。

また、本市が実施する良好な景観の形成に関する施策や市民が実施する景観形成活動に積極的に参加、協力することが求められています。

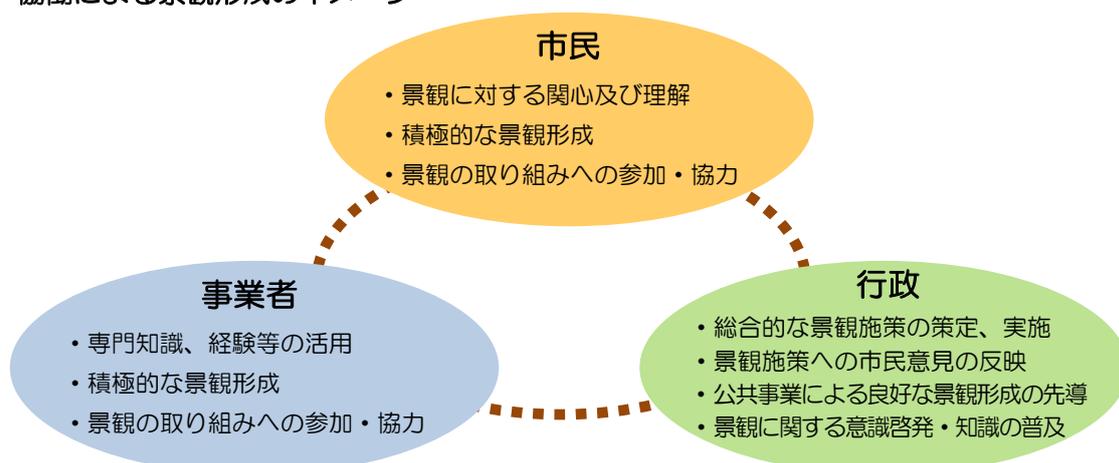
(3) 行政の役割

市は、良好な景観の形成に関する施策を総合的・計画的に実施していきます。施策の策定・実施にあたっては、市民等の意見を十分に反映させるよう努めます。

また、本市が景観に配慮した公共事業を実施することはもちろんのこと、国・県の公共事業についても国や県等と緊密に連携、調整を図りながら、良好な景観の形成に先導的役割を果たします。

さらに、市民・事業者・行政が、良好な景観形成に主体的かつ積極的に取り組めるよう、景観に関する意識の高揚や知識の普及に必要な施策を推進します。

図 協働による景観形成のイメージ



2 推進施策

良好な景観形成の実現に向けた推進施策を次のように定めます。

(1) 景観資源の活用

1) 景観資源の発見と紹介

良好な景観形成を行う際の拠りどころは、本市の特徴を表している多様な景観資源です。そこで、市民はもちろんのこと、事業者、行政、来訪者が、本市の景観資源について知り、学び、体験する取り組みを推進します。



景観発見ツアー（旧三井港倶楽部）



景観発見ツアー（三池港）

<施策の具体例>

- 景観発見ツアーの開催
- 景観サポーターの募集（里山田園景観、炭鉱景観、歴史文化景観、まちなか景観等）
- 景観資源散策マップの作成（徒歩編、自転車編、ドライブ編）

2) 景観資源を守り育てる人材の育成と景観学習の推進

形ある景観から祭りや伝統行事を含むすべての景観資源への認識・理解を深め、良好な景観を守り育てる人材を増やすために、景観資源を市民や来訪者に紹介する人材の育成や、多様な主体が景観資源について学ぶ機会の提供に努めます。



ボランティアガイドによる宮原坑跡の案内



クイズに答えながら公園クリーンウォーク

<施策の具体例>

- 景観発見ツアーの案内人の育成（ボランティアガイド等との連携）
- 景観まちづくり講座の開催（市民向け、事業者向け、行政向け）

3) 景観資源の表彰や保全に関わる活動の支援

景観資源を守り、増やしていくために、良好な景観形成に貢献している建造物やまちなみ、活動などを表彰し、広報等を通じて広く紹介する取り組みを検討します。

また、表彰の対象又は候補となった景観資源の保全や修景、修復のための活動に対する助成等を検討します。



三池山の里山保全活動



甘木山の里山保全活動

<施策の具体例>

- 顕彰制度の創設
- 景観資源保全活動助成の検討

(2) 効果的な景観整備の推進

1) 景観形成重点地区や景観資源周辺の整備・修景

景観形成重点地区の景観整備や、表彰の対象又は候補となった景観資源の保全、周辺環境の整備を積極的に推進します。その際、国の交付金や本市の基金等の効果的な活用に努めます。

<施策の具体例>

- 社会資本整備総合交付金の活用
- 大牟田市近代化遺産保存活用基金の活用

2) 公共事業を契機とした良好な景観形成

公共事業の機会を有効に活用し、国や県、他の公的な団体と連携を図りながら、先導的な景観形成に取り組みます。そのため、国・県等と協議・調整を図る際の指針づくり等を検討します。

<施策の具体例>

- 公共事業景観形成ガイドラインの作成

(3) 景観形成のルールづくり

1) 景観計画の充実・発展

本計画の内容は、必要に応じて地域の住民、事業者、関係機関と協議のうえ、適宜見直し、拡充を図ります。また、景観形成の方針や景観形成基準を補完するガイドラインの作成等を検討します。

< 施策の具体例 >

- 景観形成重点地区別の景観形成ガイドラインの作成
- 景観形成重点地区の拡充
- 景観地区、景観協定の活用
- 大牟田市屋外広告物条例の検討

2) 関連法等の活用によるルールづくり

建築物の高さや用途の規制、緑地保全等が必要な場合は、都市計画法、建築基準法、本市の条例等の活用を検討します。

< 施策の具体例 >

- 地区計画、建築協定の活用
- 風致地区の拡充
- 大牟田市緑化の推進及び樹木等の保存に関する条例と連携した緑化推進

3 推進体制

本計画に基づく取り組み円滑に推進するために、次のような推進体制を構築します。

(1) 諮問機関の設置（景観審議会の設置）

景観法に基づく勧告・変更命令等や景観重要建造物又は景観重要樹木の指定等、本市の良好な景観形成について審議する機関を設置します。

(2) 専門家の活用（景観アドバイザー制度の検討）

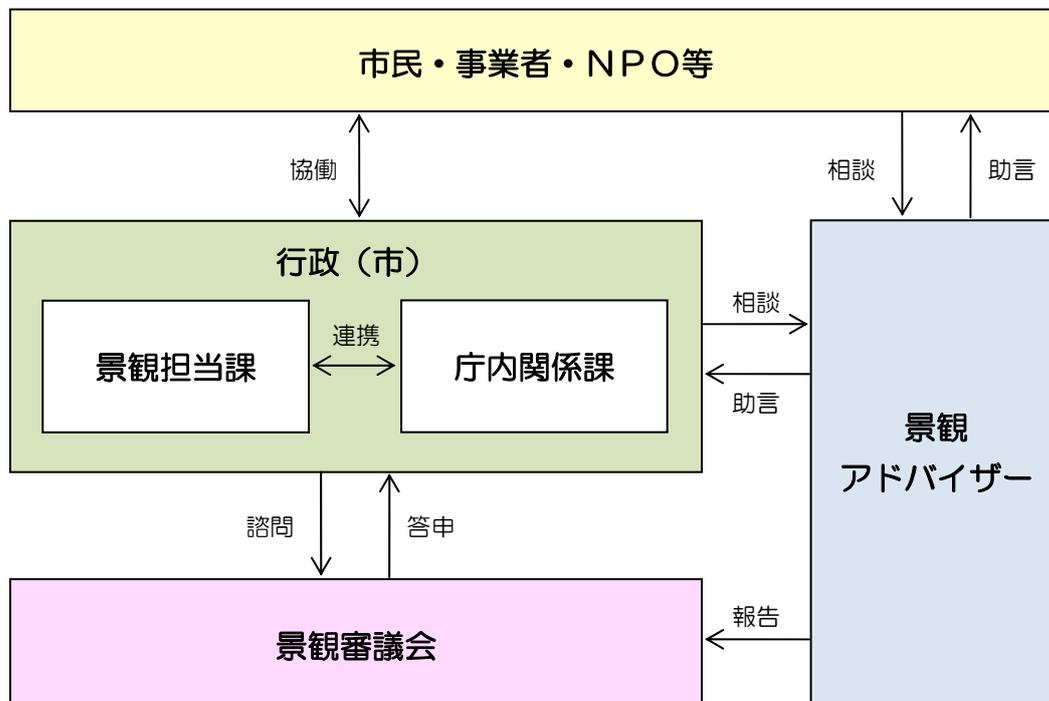
良好な景観形成に取り組もうとしている事業者や市民団体、景観法に基づく届出行為、景観上重要な公共事業等に対し、専門家から助言・指導を受けることができるような制度を検討します。

(3) 庁内体制の充実

景観形成に関わる分野は、都市計画、建築・土木、環境、産業振興、観光、文化財保護、教育と多岐に渡ります。

多様な景観資源の保全・活用や景観形成に関する市民活動の支援等に向け、関係課の連携を強化します。

図 推進体制



■参考資料

- 1 届出対象行為の用語説明
- 2 色彩の表し方について
- 3 用語解説
- 4 計画策定の経緯等

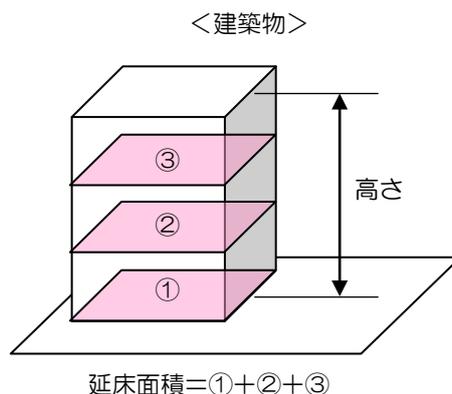
1 届出対象行為の用語説明

(1) 建築物

土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの。これに附属する門や塀、地下若しくは高架の工作物内に設ける事務所、店舗等を含み、建築設備も建築物に含まれる。

【建築設備】

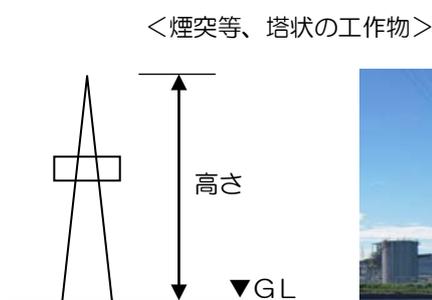
建築物に設ける電気、ガス、給水、排水、換気、暖房、冷房、消火、排煙若しくは汚物処理の設備、煙突、昇降機、避雷針など。



(2) 工作物

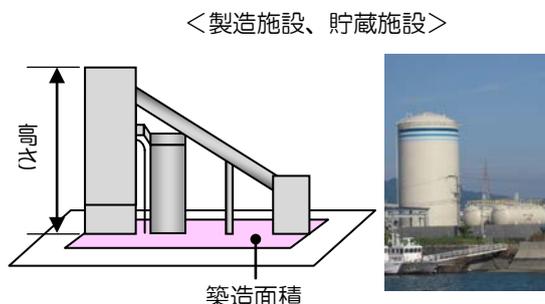
土地に定着する人工物のすべてを指す。ただし、建築物に設けられる建築設備は建築物に含まれる。

- 煙突、コンクリート柱、鉄柱、高架水槽、記念塔等
煙突、鉄筋コンクリートの柱、鉄柱、木柱、鉄塔、装飾塔、記念塔、高架水槽、サイロ、物見塔等。塔状の工作物。



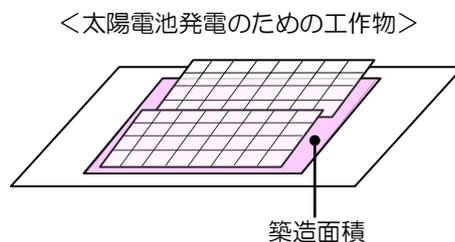
- 製造施設、貯蔵施設、遊戯施設、自動車車庫等

コンクリート、アスファルト等を製造する設備。石油、ガス等の貯蔵タンク。コースター、観覧車等の遊戯施設。建築物に該当しない機械式の立体駐車場等。



- 太陽電池発電設備

太陽の光エネルギーを電力に変換する設備。本計画では、地上に設置される大規模な太陽光発電の設備を対象としている。

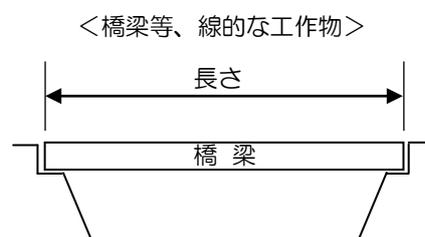


- 擁壁等

擁壁、垣、柵、塀等。建築物に付属する場合も工作物とみなす。

- 橋梁等

橋梁、歩道橋、高架の道路、高架の鉄道等。線的な工作物。



(3) 開発行為

建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更のこと。

【特定工作物】

コンクリートプラントその他周辺の地域の環境の悪化をもたらすおそれがある工作物（第一種特定工作物）又はゴルフコースその他大規模な工作物（第二種特定工作物）のこと。

【区画形質の変更】

区画の変更→道路、水路等の公共施設の新設、変更又は廃止を伴う敷地の増減、統合、分割等。

（単なる土地の分筆、合筆は含まない）

形の変更→切土又は盛土の造成行為。（高さが50cm未満、1,000㎡未満のものは除く）

質の変更→農地等宅地以外の土地の宅地への変更。

(4) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他の土地の形質の変更

区画の変更、建築物等の建築を伴わない造成や土地利用の変更のこと。主に、駐車場や資材置き場などをつくるために土地を造成する行為を想定している。

(5) 特定照明

夜間に建築物の壁面や塔、橋梁などの構造物、街路樹、庭園などに照明をつけたり、当てたりすることで形や構造を浮かび上がらせるような演出のこと。本計画では、このような夜間の演出を一定の期間継続して建築物その他の工作物の外観について行う照明のことを指している。

2 色彩の表し方について

(1) マンセル表色系 (マンセルひょうしょくけい)

一般に色彩は、赤や青、黄などの色名で表しますが、色名による表現は捉え方に個人差があり、ひとつの色を正確かつ客観的に表すことはできません。

このため、景観計画等における環境色彩基準の運用にあたっては、日本工業規格 (JIS) にも採用されている国際的な尺度である [マンセル表色系] を採用します。

マンセル表色系では、ひとつの色彩を [色相 (しきそう)] [明度 (めいど)] [彩度 (さいど)] という3つの尺度の組み合わせによって表し、これを色彩の三属性といいます。

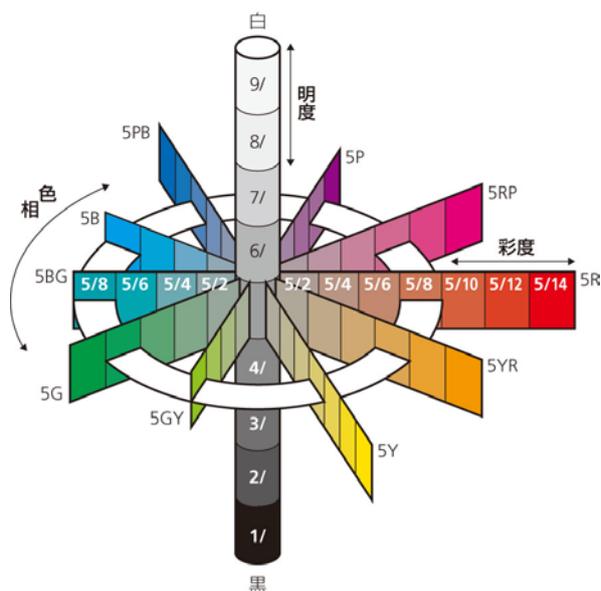


図 マンセル表色系のしくみ

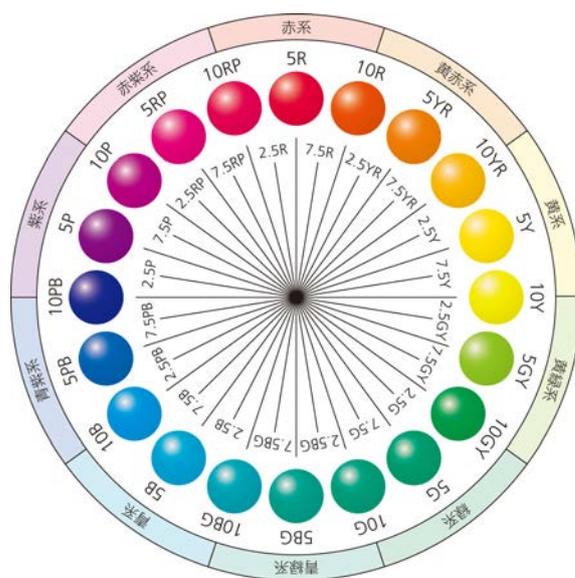


図 マンセル色相環

(2) 色彩の三属性 [色相・明度・彩度]

○色相 (しきそう)

色相は、いろあいを表します。10種の基本色 (赤、黄赤、黄、黄緑、緑、青緑、青、青紫、紫、赤紫) の頭文字をとったアルファベット (R, YR, Y, GY, G, BG, B, PB, P, RP) とその度合いを示す0から10までを組み合わせ、10Rや5Yなどのように表記します。

○明度 (めいど)

明度は、あかるさを0から10までの数値で表します。暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなり10に近くなります。

○彩度 (さいど)

彩度は、あざやかさを0から14程度までの数値で表します。鈍い色ほど数値が小さく、黒、白、グレーなどの無彩色は0になります。あざやかな色ほど数値が大きく、赤の原色は14程度です。

(3) マンセル記号 (マンセル値)

マンセル記号は、これら3つの属性を組み合わせて、ひとつの色彩を表記する記号です。

有彩色は、[10YR8.0/1.5]のように、[色相、明度/彩度]を組み合わせて表記し、無彩色は、[N4.0]のようにニュートラルを表す [Nと明度] を組み合わせて表記します。

じゅうワイアール はち の いちてんご 😊
10YR 8.0 / 1.5
 色相=色合い 明度=明るさ 彩度=鮮やかさ

エヌ よん 😊
N 4.0
 無彩色 明度=明るさ

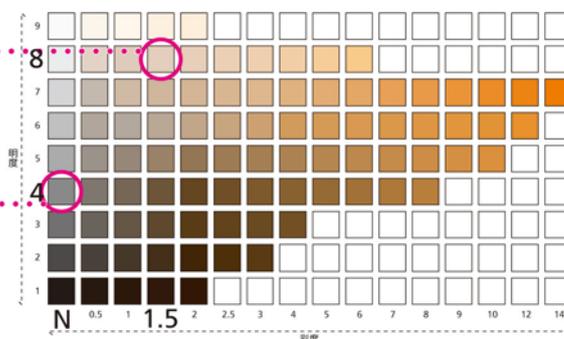


図 マンセル記号による色彩の表し方と読み方

図 等色相面 (10YR) の明度と彩度

たんぼの土の色
 にいてんごワイ ご の に
2.5Y 5.0 / 2.0
 色相 明度 彩度

ヤブツバキの葉の色
 ごじーワイ ご の ご
5GY 5.0 / 5.0
 色相 明度 彩度

図 マンセル記号による色彩の表し方と読み方の具体例

3 用語解説

あ行

【大牟田市緑化の推進及び樹木等の保存に関する条例】

緑にあふれ快適でやすらぎのあるまちを創造するための緑化の推進等に関し必要な事項を定めることにより、緑豊かで快適な都市環境を確保することを目的とした条例。新たに一定規模以上の用地に工場や事業場等を建設しようとする場合は、緑化に関する事前協議が必要。

か行

【環境色彩基準】

建築物の外壁又は工作物の外観の基調色、建築物の色彩について、使用可能な色彩の範囲を定めた数値基準。本市では、周辺の建築物や自然環境と調和する色彩として、区域の特性に応じて数値基準を定めている。

【干拓】

遠浅の海岸や干潟などを仕切り、ポンプや潮汐の干満差を利用して水を抜き取ったり干上がらせたりして陸地化すること。主に農地として開拓する時に用いられる。本市の干拓は、明治期以降に盛んとなり、昭和中期に現在の農地が完成している。

【九州・山口の近代化産業遺産群】

ユネスコの世界遺産暫定リストに記載されている九州・山口地方を中心とする近代化産業遺産群の総称。全 28 資産で構成され、8 県 11 市にわたって点在している。本市には、宮原坑跡、万田坑跡、三池港、旧三池炭鉱専用鉄道敷の 4 つの構成資産が所在している。

【景観アドバイザー】

景観まちづくりに関する専門家。本市では、市民・事業者・行政が協働で良好な景観形成に取り組んでいくために、専門家から助言・指導を受けることができるよう景観アドバイザー制度を設けることとしている。

【景観行政団体】

景観法に基づく景観行政を担う主体で、景観計画の策定・変更など、良好な景観の形成のための施策を推進する地方公共団体。都道府県、地方自治法上の指定都市、中核市、県との協議を経た市町村が対象。本市は平成 23 年 10 月 1 日に景観行政団体に移行。

【景観協定】

景観法に基づくルール。景観計画区域内の一団の土地において、良好な景観の形成を図るため、地域住民が自ら景観に関するルールを定め、守っていくこと。建築物や工作物の形態意匠、樹林地、緑化、屋外広告物、農用地などについて、ソフト的な事項も含めて定めることができる。

【景観計画】

景観法に基づき、景観行政団体が定める良好な景観の形成に関する計画。景観計画には①景観計画の区域、②良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項、③景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針等を定めることとしている。

【景観計画区域】

景観法に基づいて定める景観計画の計画対象区域のこと。景観計画区域内では、景観計画に基づき、建築物や工作物の形態意匠等の制限について規制・誘導を行うこととなる。

【景観形成基準】

良好な景観を形成するために遵守すべき基準。景観法に基づく届出対象行為に対して勧告や変更命令等を行う際の判断基準となる。環境色彩基準は景観形成基準の一部。

【景観審議会】

景観形成に関する事項について調査審議を行う組織。本市では、市長の諮問に応じて本市の景観形成に関する事項について調査審議し、答申する組織として大牟田市景観審議会を設置することとしている。

【景観地区】

都市計画区域または準都市計画区域内において、良好な景観の形成を図るため、建築物の形態意匠の制限や建築物の高さの最高限度または最低限度などを定める地区のこと。景観法に基づいて都市計画に定められる。

【景観法】

都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進し、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力のある地域社会の実現を図るため、景観に関する国民共通の基本理念や、国、地方公共団体、事業者、住民それぞれの責務を定めるとともに、行為規制や公共施設の特例、支援の仕組み等を定めた法律。平成 16 年（2004 年）6 月制定。

【建築基準法】

国民の生命、健康、財産の保護のため、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めた法律。昭和 25 年（1950 年）5 月制定。

【建築協定】

建築基準法に基づくルール。住宅地としての環境や商店街としての利便を維持増進するために、地域住民が自ら建築物に関するルールを定め、守っていくこと。建築物の敷地、位置、構造、用途、形態意匠、建築設備などについて定めることができる。

さ行

【史跡】

古墳、城跡等の遺跡を指す。文化財保護法に基づき、歴史上又は学術上価値の高いものと認められるものは国指定史跡となる。国指定史跡は、保護のため、現状の変更に対する規制がある。

【視点場】

橋や展望台などから景観を眺める時の特定の場所。本計画では、宮原坑跡の竪坑櫓など、眺める対象物がよく見え、不特定多数の人が立ち入ることができる場所を指している。

【重要文化財】

建造物、美術工芸品等の有形文化財のうち、重要なもの。文化財保護法に基づき、国が指定。保護のため、現状の変更に対する規制がある。

【スカイライン】

建築物や山並みが空を区切ることによって描かれる輪郭線。人工的な地平線。

【世界遺産】

人類が歴史に残した偉大な文明の証明ともいえる遺跡や文化的な価値の高い建造物を保存し、この地球上から失われてはならない貴重な自然環境を保護し、次世代に伝えていくことを目的として、国際連合の教育科学文化機関であるユネスコの 1972 年総会で採択された「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」に基づいて、世界遺産一覧表に記載されている物件のことを指す。

た行

【地区計画】

都市計画法に基づくルール。都市計画区域内の身近な生活空間について地区住民等で話し合い、建築物の用途、高さ、色などの制限や、地区の道路、公園などを定め、区域特性にふさわしい良好な整備や保全を行うための計画。

【築造面積】

工作物の水平投影面積。

【特定届出対象行為】

景観法に基づく変更命令の対象となる行為。建築物の建築等または工作物の建設等のうち、景観行政団体が条例に定めた行為については、景観計画に定められた建築物や工作物の形態意匠の制限に適合しない行為をしようとする者に対し、設計の変更などを命じることができる。

【都市計画法】

土地利用（区域や地区の区分等）、都市施設（道路、公園等）、都市計画事業（区画整理、再開

発等)などの必要事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とした法律。昭和43年6月制定。

な行

【海苔の養殖畑】

海苔の養殖は、海苔ひびと呼ばれる養殖海苔を付着・成長させるための道具を浅い海に設置して行う。冬の有明海に海苔ひびの支柱が規則正しく見渡す限りに続く姿を指して、「海苔畑」、「海苔の養殖畑」という。

は行

【干潟】

干潮時に沿岸や河口に現われる、砂や泥がたまった場所。干潟は、内湾や入江など、外海の波の影響が少なく、河川が流れ込み砂や泥を運んでくる場所にできる。潮汐により陸と海の栄養が流れ込むことにより、多様な生物が生育し、餌を食べる場となっている。有明海では、干潮時には国内最大の広さの干潟が現れ、これは日本の干潟面積の約4割に相当する。

【風致地区】

都市計画区域または準都市計画区域内において、都市の風致を維持するため定める地区。都市内の優れた自然環境を維持するとともに、その自然環境と調和のとれたまちづくりを行うため、建築物の建築や樹木の伐採等に対する規制を行う。都市計画法に基づく地区。

【文化財保護法】

文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とした法律。昭和25年5月制定。

ま行

【見付面積】

建築物の外壁及び屋根、工作物の外観の一面における垂直投影面積。

ら行

【ライトアップ】

夜間景観の演出として、建築物の壁面や橋梁などの構造物、街路樹、庭園などを浮かび上がらせるための照明。

【臨港地区】

港湾を管理運営するため定める地区。港湾法に基づいて都市計画に定められる。港湾の合理的な土地利用を促進し、適切な管理運営を図るために分区を定め、各分区の目的を著しく阻害する建築物及び構築物の建設は制限される。

4 計画策定の経緯等

期間・年月日		内 容
平成 22 年度	平成 23 年 3 月 14 日	○景観行政団体になることについて県へ協議書提出
	平成 23 年 3 月 23 日	○景観行政団体になることについて県同意
平成 23 年度	平成 23 年 9 月 1 日	○景観行政団体となることの告示
	平成 23 年 10 月 1 日	○景観行政団体へ移行
	平成 24 年 1 月 13 日 ～1 月 27 日	○「景観まちづくりに関するアンケート調査」の実施 本市の景観イメージや大切な景観資源等の把握(市民 1,000 人 対象、回収率 36.0%)
平成 24 年度	平成 24 年 4 月 27 日 ～5 月 22 日	○景観計画策定に向けた色彩調査の実施 区域別に建築物の外壁・屋根、工作物の外観の色彩を調査
	平成 24 年 7 月 1 日	○広報おおむたにおいて「景観まちづくりに関するアンケート調 査結果」の紹介
	平成 24 年 8 月 5 日	○「景観発見バスツアー」の開催 市内の景観資源をバスでめぐり見学。昼の部と夜の部 2 回開催 (参加者：計 46 人)
	平成 24 年 11 月 12 日 ～11 月 30 日	○「景観計画(素案)」へのパブリックコメントの実施 コメント提出者：2 人、コメント数：2 件
	平成 24 年 11 月 13 日	○大牟田市都市計画審議会 議題：「景観計画(素案)」について
	平成 24 年 11 月 17 日 ～11 月 28 日	○「景観計画(素案)」地元説明会(8 回) 場 所：各地区公民館(7 地区)及び総合福祉センター 参加者：延べ 35 人
	平成 24 年 11 月 26 日 ～11 月 29 日	○「景観計画(素案)」を市内大手事業所、電気通信事業者に個別 説明
	平成 24 年 11 月 30 日	○「景観計画(素案)」を福岡県大牟田建築士会等に説明 場 所：イオンモール大牟田 参加者：50 人
	平成 24 年 11 月 30 日	○「景観重要公共施設」について福岡県南筑後県土整備事務所同 意
	平成 25 年 1 月 10 日	○「景観重要公共施設」について国土交通省九州地方整備局福岡 国道事務所同意
	平成 25 年 1 月 17 日	○「景観計画(素案)」を有明地区広告美術業協同組合に説明 場 所：大牟田市企業局 参加者：12 名
	平成 25 年 1 月 24 日	○大牟田市都市計画審議会(景観法第 9 条第 2 項に基づく意見聴取) 議題：「景観計画(案)」について

■大牟田市景観計画更新履歴

	更新日	主な更新内容	備 考
1	平成25年（2013年）3月	「大牟田市景観計画」策定	
2	令和4年（2022年）8月	大牟田市大字岩本及び大字白銀の一部の景観計画区域の区分を「山と田園区域」から「商業区域」へ変更	
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			

大牟田市景観計画

平成25年3月

(変更) 令和4年8月

大牟田市 都市整備部 都市計画・公園課
〒836-8666 福岡県大牟田市有明町2-3
TEL 0944-41-2782